

1. 令和7年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和7年12月8日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	5番	みずのまり
6番	蓑島正人	7番	池田源則
8番	池戸郁夫	9番	山田智志
10番	本田教治	11番	長岡文男
12番	田代まさよ	13番	田中義久
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

4番 和田樹典

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子

教育次長 長尾 実  
消防長 兼山 幸泰  
国保白鳥病院事務局長 蓑島 康史

会計管理者 中山 洋  
郡上市民病院事務局長 藤田 重信

#### 7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋藤 貴代  
議会事務局  
議会総務課  
主 事 小森 涼

議会事務局  
議会総務課長 野田 知孝

### ◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。本日の欠席議員は4番 和田樹典議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付をしてありますので、よろしく願いをいたします。

ここで毎回、皆様方にはお願い申し上げますが、携帯電話のお持ちの方は電源をお切りになるか、またマナーモードにさせていただきよう、よろしく願いをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしく願いをいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 大坪隆成議員、3番 有井弥生議員を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましても、要領をよくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（森藤文男） それでは、18番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） おはようございます。このたび、1番を当選させていただきました清水でございますが、くじでございましたけれど、残りものには福があると言いますけれど、福か罰かは分かりませんが、1番を務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず、御挨拶がわりで何でございますが、先般、新聞で流行語大賞というのが発表になりまして、その対象には、なんと高市総理の言葉が出ておりました。「働いて、働いて、働いて、働いて、働

いてまいります」、5回言うところがみそらしいんですけれども、そういう格好でございましたが、今日、僕は議員の立場ということでは質問に立った以上、やはりこれを、高市総理に見習って、何か言葉を考えてみましたが、差し当たってよい言葉になかったんですが、このように考えてみます。「伺って、伺って、伺って、伺って、伺ってまいります」ということで5回ですけれども、今日は2回しかタイトルをつけておりませんが、そんなつもりで今日はスタートさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1番目は、人口減少化でありますところの郡上市の婚活の推進策ということを確認させていただきました。

2つ目の質問、大きい2つ目には、郡上版のシビックプライドについて、持続可能性についてお伺いしたいと思っておりますので、2題について、精神論的なところが多いと思っておりますけれども、なんとか今日1番バッターですので、1塁くらいに出たいと思っておりますので、空振り三振をしないように頑張りたいと思っておりますので、そのような投球をまたお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず人口減少下でございますので、郡上市の結婚ということも一つはこれ大事な事かなと思っております、今年の令和7年度予算におきまして、マリアージュ郡上が廃止をされました。それで、それ以後の市の婚活活動の現状というような形でお尋ねしたいと思っておりますが、取りあえず結婚相談所マリアージュ郡上があった段階での数値も若干聞きたいと思っておりますが、主にはその後の状況を知りたいと思っております。

まずは結婚成立の数とか数の推移とか、それからカップルがどんなふうに出会ってきたのかというのを手段とか、そういったことをまず知りたいなと思っておりますし、また未婚者の現状というのは、これなかなかつかみ難いところもあろうかと思っておりますが、何かデータ的につかめるものがありましたら、年代別に、男女別にその人数をまずお伺いさせていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺を一つお願いしたいと思っております。

それからもう一つ関係、これ担当部長さんをお願いしたいと思っておりますが、岐阜県は、県外の独身者が県内在住者との結婚を目指そうということで、移住婚という支援を始めました。当市も、県下の27市町村とともに参加しているということで、マリアージュも廃止されたと聞いていますけれども、市は県の移住政策で、移住コンサルで全てを委ねるのかということも含めまして、市の考え方を伺いたいと思っておりますが、県は、県外の独身者が岐阜市に移り住み、県内在住者との結婚を目指す移住婚の支援を始めたということでございます。

センター、これは、一般社団法人日本婚活支援協会、東京にあるそうですけれども、と連携し、地方への移住を望む全国の独身者に周知をして、県が運営するマリアージュサポートセンター、これが結婚を後押しするというので、地方に移住したいし、いい人と出会いたいというそのニーズ

に応えるために、県内移住婚を始めたということですが、この国の制度は、全国の市町村を中心にしているということを聞いていますが、都道府県の単位では岐阜県が初めてかな、そんな感じだそうですが、移住婚についても若干のことを説明していただきたいというふうに思っておりますが、まずは現状と、それから、未婚者の現状と、結婚状況の現状についてお聞きしたいということと、移住婚についての考え方をお聞きしたい。その点については、担当部長さんにまずお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをさせていただきます。

初めに、マリアージュ郡上を廃止後の成婚数ということですが、マリアージュ郡上は、今年の3月末をもって活動を停止をし、正式には4月をもって廃止というような形をとっております。便宜上4月から11月末までの状況ということでお伝えさせていただきたいと思いますが、この間の婚姻届出の件数でございます、46件、今年度の11月までの届出件数は46件でございます。

過去2年と比較をいたしますと、令和5年度が1年度、年度を通じて87件、令和6年度が61件でございました。今年度はまだ4か月残しておりますが、年々ではございますが減少傾向にあるのではないかとこのように推察をしております。

そしてカップルの出会いの手段についてでございますが、市として正確にこれを把握することは困難でございますが、一般的には職場や仕事関係での出会い、友人、知人の紹介などが多いのではないかとこのように思っておりますし、近年では20代を中心とした若い世代では、マッチングアプリを通じた出会いが増えていると、このように言われておるところでございます。

次に市内の未婚者の現状についてですが、正確に把握できる数値としては、少し古くなりますけれども、令和2年の国勢調査の結果がございまして、タブレットのほうで用意させていただきました。

今ほどデータが出たかと思えます。男女別の特徴といたしましては、男性は20代で84%だった未婚率が、30代になりますと41.3%、40代で25.8%、50代は19.6%となっておりますので、年齢とともに未婚の方は減少するものの、50代では約5人に1人が未婚であるということが言えます。一方で女性は20代で71.7%だった未婚率が、30代で22.3%まで急激に減少し、50代では8.1%となっていることから、未婚率はどの年代でも男性を大幅に下回るものの、30代以降に結婚する方が増えてきている、このような傾向があると言えます。

次に移住婚についてでございます。移住婚の取組については、議員御紹介があったとおりでございますが、全国8つの都道府県、15市町村が参加する中で、岐阜県は初めて県単位で参加に踏み切りました。県内では、郡上市を含む27の市町村が参加し、運用を開始しているところです。この積

極的な参加の背景には、喫緊の課題でございます、人口減少への強い危機感と若年層の定住促進を実現したいというねらいがあるものと考えております。

これまで行ってきた結婚支援は、主に県内在住の会員同士が対象でしたが、ここに県外からの移住希望者が加わることで、県内在住の独身者にとっても出会いの機会が拡大されるとともに、連携市町村の移住、定住施策を後押しすることにもつながるものと考えております。

この施策の支援対象者は主に首都圏を中心とする都市部から地方への移住希望者であるため、地方にとっては定住と人口増加を長期的な目的とする施策ではなかろうかと、このように考えているところでございます。

郡上市でもこの施策に参画した結果、11月末現在で3件の情報をいただいております。これは都市部での婚活の機会がありながらも、地方での生活と結婚に前向きなニーズが確実になることの表れと捉えております。県とともに移住婚を希望いただいた方へのサポートを進めていくとともに、スタートを切ったばかりの事業でございますので、実施状況や移住、成婚実績など情報収集に努めながら、事業効果をよく検証し、今後の取組を考えていきたいと、このように考えているところでございます。

なお、市内には結婚支援を業としている事業所がございます。もちろん有料ではございますけれども、成婚の実績もあると、このように聞いているところでございます。マッチングアプリなどの媒体の普及に加えまして、こうした民間の結婚相談所の積極的な取組もございますので、結婚に対する考え方が対応する中にある場合は、市としてはできるだけ民間に委ねていきたいと、このように考えているところでございます。よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 具体的な説明をありがとうございました。その中で、この県の移住婚というのは、県外から県内へ住みたいという、できれば結婚したいということを進めるためですが、市内に住んでいる方々についてのこととはあまり関わりがないような気がいたしますので、その辺については、市内で結婚される人は、今までだったらマリアージュ郡上とか直接的なところへ行けたんですけど、県の移住婚ではそのことはフォローされないと思うんですが、県の結婚移住、マリアージュ郡上のようなやつはありましたよね。それを登録すればいいということですけども、その辺のところ、一番僕が何が言いたいかということは、やっぱり人口減少ということを抑えたときに、今一生懸命、市長は子育て政策とかやっただけですけども、それはまた成人するには10年とかって歳月がかかるわけですね、そういう成果を見るまでには。そうするとその間に人がどんどん減ってしまう恐れがあるんじゃないかということから、今ある結婚適齢期の人たちがどれだけでも結婚してもらおうということが、この人口減少下では大事なことはないかなということを思い

ますので、民間のサポートセンターもあるようでございますけれども、今の部長の話ですとね。でも、やっぱりこれは郡上市がしっかりその辺を何らかの形でサポートしてもらう、これは個人情報的なこともあるので難しい点もあろうかと思いますが、まずは現状でそのことをやっていくということが大事なと思いますので、これはまた後段で市長にもお尋ねしたいと思っておりますけど、まず部長としては、今のところ市内の結婚、未婚者に対する対策というものは、移住婚で絞っているという、そこで委ねてしまっているという解釈でいいのかなということと、新たなプロジェクトがあるかどうかということも含めて、もう一遍、部長に確認したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 先ほどのお答えでも一番最後のところで申し上げたとおり、市内には民間の事業所で結婚を御支援いただいているところがございます。こうした民間の積極的な取組というのは、非常に心強いものでございまして、市としても、私どもとしましてはその民間に委ねていきたい。これは先ほども申し上げたとおり、マッチングアプリなど、こういった様々な出会いの機会が現在では普及してきていること。そして何よりもこれまで行ってきたような、どちらかというとお節介をやくという、そういったやり方の結婚相談所が受け入れられなくなってきている、こういった実態もあろうかと思ひます。そうした若者の意識の変化、こういったところにも、やはり考えたときには、私どもとしては民間に委ねていきたいというような思いを持っているところでございひます。

そして、市としましては、移住婚の在り方というものをしっかり見極めながら施策を考えていく。この2つの方法で考えていきたいというふうにご考慮しております。よろしくお願ひいたします。

（18番議員挙手）

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 何度もありがとうございます。そうしましたら、市長のほうで最終的な総括をお伺ひしたいと思ひますが、市内在住の独身者、特にこのデータを見ますと古いということですが、40代、50代の特に男性の方が、自分の周辺でも結構いるものですから、40代、50代の方が、そういう人たちがなかなかチャンスがなくて、諦めムード的な感じがあつて、親たちもなかなか言えてないと。本人にはなかなか言えてないので、誰か何とかつていうことを思うけども、ということになると、その人たちがこれから10年、20年たつていって、60代、70代でそのままいつたとすると、本当に地域としても力、活力はなくなつていくし、ちょっと不安やなということと、伴侶がないということで、人によっては独身を通すという人もありますから、いろいろな生活パターンがあると思ひますが、人生の。でも、やっぱり基本的には、やっぱり男が最後高齢になつてから1人であるというのは、なかなかつらい部分も、自分もこう見たり聞いたりしているものです

から、そのようなところに手を打ってもらうということも必要かなということも思っておりまして、もちろん子育て施策は、もちろんこれは市長の一丁目一番地ですから大事なことだということを思っていますけれども、合わせまして、やっぱり、まだ40代50代というと人生歴が100年時代ですから、まだ半分の人生があるわけですので、そこを1人で過ごすというのもどうかなということも思いながら、ちょっとやばな質問かもしれませんが、市長に音頭を取ってもらって紹介してもらおうとか、ちょっと前、経験者の方に聞いたんです、相談員の方に。そしたら、やっぱり、紹介するって難しいと、責任があると言われましたけども、そういう人がやっぱり何かやってやらんと、なかなか本人が結婚したいと思う願望があってもできないというのも結構あるものですから、その辺をどういうふうに捉えてこれからいって行くのかなということも、民間の方ももちろん力になってこれからはやってもらわんと、市でどうのこうのということはありませんが、市長、ちょっと俺1つか2つ、1年には固めてみるわいというようなことも聞きたいなと思っております、最近白いネクタイをする機会がないものですからそういうことを思いますが、市長の感触でもいいんですけども、そのことに対しては、どういう考えを持ってみえるかなということも特に思いますので、指名して申し訳ありませんが、市長の考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） どうも御質問ありがとうございます。これからの新たな結婚支援策、これまで行政が結婚の世話までしなくてはいけないのかということは、先輩方はそんなことは考えられたこともないと思いますが、本当に重要な課題になってくると感じております。

先ほど市長公室長の方からも答弁をさせていただきましたが、郡上市において、この社会の担い手となる中核となっておられる20代から50代の人口に占める未婚者の割合が28.6%と、この国勢調査で示されております。この数字は大変重いと感じています。未婚の男女が結婚を希望しない、こういう理由は多岐に渡っていると思いますが、まず挙げられているのが経済的な要因だと言われております。

具体的には御自身の収入水準と結婚に伴う生活費の負担の大きさのバランス、ここに懸念を持つ方が少なくはなく、経済的な安定が結婚の条件の一つとなっていることも事実でございます。一方で、女性の社会進出が進み、共働きが一般化するなど、家庭や仕事に対する価値観やライフスタイルも大きく変化してまいりました。また、スマートフォンを利用したマッチングアプリや民間業者が行う結婚相談、こういったサービスの普及などにより、出会いの機会や結婚に対する価値観そのものが非常に多様化してきています。こうした背景を鑑みますと、行政がどこまで、どのように介入すべきか、その適切性については慎重に見極めるべき課題が残っています。

強制的もしくは義務的な介入は、人口減少問題の本質的な解決にはつながりにくく、期待される

効果も限定的であるという見方があることも認識をしなければなりません。しかし一方で、40代、50代の未婚者の増加は、将来に単身の高齢者が増えるという課題につながっています。単身の高齢者が増えるということは、家族や親族による見守りや支援が得られにくい状況が生じており、その結果として地域社会とのつながりの希薄化や経済的な困窮、医療、介護の支援不足といった様々な社会リスクを抱える可能性が想定されています。

こうした未来の課題に対しまして、結婚支援という枠組みを超えて、包括的な市民生活の支援を地域ぐるみで考えていく必要があると考えます。郡上市といたしましては、現在の多様な社会状況や、これまでのマリアージュ郡上をはじめとする取組の評価などを踏まえると、結婚を促すことを目的とする積極的な制度導入や強制的な介入は必要性和速攻性が高いものではないと考え、むしろ個人の意思を最大限に尊重しつつ、結婚しやすい、そして子育てしやすい生活環境を整える支援を基本として、今年度も結婚、家庭形成の選択を後押しして、結婚後の生活安定につなげる具体的な取組を進めてまいります。

例えば、おむつのサブスク推進事業、中学給食の無償化による子育て支援の充実や保育、教育費の負担軽減、さらに新世代の住まい応援事業や新婚生活応援事業といった住まいや生活に関する支援を実施しています。さらに今後は、統廃合後の学校跡地を利用した若い世代のニュータウン構想も視野に入れて検討してまいります。

また、結婚を望む方に対しましても、引き続き、岐阜県と連携し、婚活イベントや相談窓口などの情報提供に努めてまいりたいと考えています。

これからの時代は、結婚支援という枠組みだけに捉われることなく、清水議員のおっしゃいました、単身高齢者への支援といった在り方なども含め、様々な分野と連携を重視した人口減少対策を総合的に検討し、展開していく考えです。市民の皆さんの多様な意見を尊重しつつ、地域としての安心感と生活の質の向上に努め、その結果として結婚を望む人が望む形で選択肢を持てるようなまちづくりを目指していきたいと考えています。

これまでの結婚支援の在り方が本当によかったのか、これからは、先ほど、市長公室長のほうからもありました外からの移住定住による移住婚、そういったことを考える必要があると思っています。これまで多くのカップルが青年団という組織を通じて、郡上ではできてまいりました。今、新たに若い世代にフォーカスを当てた支援を行うことで、新青年団とも言うべき、そういったグループが新しいカップルをつくり、郡上をつくってくれるのではないかと。古く見えますが、原点に戻って男女の出会いを提供し、そしてお互いが家庭を持ち、郡上の人口をつくっていく、結婚という直接的な介入ではなく、遠回しではありますが、結婚後の準備と、そして新青年団の形成という、そういった形での介入も一つの方法だと考えておりますので、県の事業と合わせて、郡上市はこれからそういった形での進め方を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 市長にはいろいろと丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。自分としてはちょっと納得のいかないところもあるんですけども、現状を考えたときには、なかなか、これは個人の行動をどっちに促すかということになりますので、なかなか難しい問題ではないかなと思いますが、引き続いて自分もテーマにしていきたいと思っておりますので、また今後とも御指導いただきたいというふうに思います。まずは1番のことについてはありがとうございました。

それでは2番目の課題に移ります。郡上版のシビックプライドで持続可能性市にということでタイトルをさせていただきましたが、1番と2番につきましては、また部長さんに答弁をいただいて、3番は市長にまた総括をお願いしたいというふうに思います。

人口減っていくということで、今までどこの市町村でも人口増加というねらいをつけるわけですが、やはり人口の数ではなくて、質とつながりということで総合計画を立てないかんという自治体もあるようでございますが、要するに人というのは、要するにこれ以上増えるということは、余程のことがないといけないということもありますので、そうなれば減る。ただ、いたずらに減るのではなくて、人口の減は仕方がないとしても、基礎を高めようと、住んでいる人の力を高めようというのが、シビックプライドの原点かなということを思いますので、それについてのまず、言えるかどうか、そういうことを取り込んでいくかどうかということについて、まずは伺いたいと思います。

それから2番目には、要するに、地方創生を実現する一手段として、シビックプライドというものを取り入れるという考え方もあろうかということを思います。これはやっぱり精神論になりますが、郡上市は市民憲章でもうたっておりますように、やっぱり郷土を愛するとか、そういう気持ちは高いと思いますよ。市民性も高いと思うので、そのことについてもう一度原点に戻って、このことをやっぱりテーマにした市民へのアピールが大事なことを思いますので、その辺についての考え方をまず部長さんに伺ってみたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） シビックプライドについてお答えをさせていただきますが、シビックプライド、地域への誇りや愛着を表す言葉でございますが、地方自治の分野においては、もう一步踏み込んで、自分自身が関わって地域をよくしていこうとする、当事者意識に基づいた、地域に貢献しようとする心意気、こういった意味でも用いられ、御紹介のあったように、近年多くの自治体に

においてシビックプライドに着目したまちづくりが進められております。

シビックプライドは、市民協働による持続可能な地域経営の実現には欠かせない要素でございます。現在策定を進めております第3次郡上市総合計画においても、直接的にシビックプライドという言葉を用いてはいないものの、先人が培ってきた自然、暮らし、文化、産業などの郡上の宝に誇りを持つこと、地域に関する様々なことを自分ごととして捉え、自らの手で住み慣れた地域を守り、自分たちの暮らしをよりよくするために行動できるまちづくりを進めることを盛り込もうとしております。その上で重要となるのが、若者から高齢者まで幅広い世代が共に関わり支え合うことであると考えております。

これまで郡上を担ってきた方々の知恵や経験を生かしながら、これからの郡上を担う若い世代が積極的にまちづくりに参画できるよう環境を整えていくことで、魅力的で活力のある持続可能なまちづくりを進める必要があります。総合計画でもこれらの視点を大切に策定を進めているところでございます。

そして、シビックプライドに関しまして、その施策についてでございますが、教育委員会で実施しております郡上かるたについては、ふるさとを知り、愛着や誇りを持ってもらいたいという願いから作られたもので、小中学校を中心に定着した取組となっております。

また、郡上学、現在はシン・郡上学に進化してきておりますが、こちらでは各種講座や体験活動に子どもから大人まで幅広い世代が郡上を学び、考えることで地域への愛着、誇りを育むこととともに、自ら考え、行動することを目的とした事業でございます。

また、この流れを汲み実施するものに、市長公室で実施しておりますひと・まちづくり推進事業がございます。市内の高校と協力し、総合的な探求の時間を活用して、生徒自身が実生活や地域社会における課題の整理やその解決に向けた情報収集、分析、意見交換などのプロセスを体験しながら企画提案して具現化を目指していく事業となっております。

生徒と地域の様々な人が関わる機会を設け、生徒は地域との関わりや現状を学びながら、自らが地域の一員となって、一員として地域づくりに関する経験を積むことで、地域貢献の意欲が高まり、将来、地元に貢献したい、郡上で働きたいと考えてくれることを願っております。

また、今年度の新たな展開として、若者の活躍の場を積極的に創出し、地域づくりへの参画や意識醸成、次世代のリーダー育成につなげていく事業といたしまして、若者プロジェクト推進事業を実施しております。

若者が帰ってきたい、住みたいと思える、魅力ある郡上市を目指して、地域内外の様々な人の意見、アイデアを収集し、若者同士やプロジェクトメンバーが議論しながら、アイデアの具現化、実行に向けた取組を行っております。活力のある若者の増加は、地域の活動を支えるだけでなく、柔軟な発想による新たなまちづくりの形を生み、市内外での新たなつながりが創出されると考えてい

るところでございます。

そして、もう一つの視点として考える必要があるのは、シビックプライドの醸成は、本市にお住まいの人や市出身者に限るものではないということでございます。市外から郡上市をふるさとのように思い、応援してくださる人を増やすことと、その人たちに郡上市のことで関わりを持っていただくことが必要であると考えております。人口減少化においては、小規模な地域、地区、集落といった範囲で見ますと、質を高めるだけでは地域の維持に対応できないため、やはり、数についても注視していく必要がございます。市外から本市に関わりを持ってもらうことで、質と数の相乗効果により、集落の維持につながることを期待し、取組を進めたいと考えております。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） ありがとうございます。それではもう時間も限られてきましたので、市長のほうで総括をいただきたいと思いますが、要するにシビックプライドによって、点が線になって、線が面を作って、新しい活動が生まれるということが一つのパターンになっているようですけども、要するにこれは活動人口が創出されるということになります。そうすれば、人が減っても元気である地域は継続できるのではないかとある程度言えると思いますので、それは、移住者も含めて、高齢者もそうですね、もう年を取っても、俺はええんやと、社会に関わらないのではなくて、年を取ってもその地域で力を、自分のやれることをしっかりやることによって、その地域が活性化する、まちの中もそうですけれども、そういったことをやることによって、地域や人が減っても地域が残れるという、その持続可能性は大いにあるということで考えられるところが、シビックプライドを対応しているという原点にあるみたいですが、郡上市においては、今、部長さんに言われたように、そういう取組をされているんですけども、さらにその辺のところを、郡上市の市長として思っていたことがあればお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 郡上市民憲章の前段に、「郡上市の市民であることに誇りを持ち、新しい未来に向かって、共に生きるふるさつをつくるためにこの憲章を定めます」とあります。この前の土曜日、郡上かるた大会で私は小学生の子どもたちにお願ひしました。寝る前に、私は、僕は、郡上が大好きだと言って寝てください。毎晩やってくださいと言いました。郡上はこれまで若者の活躍の場をつくることにあまり力を入れてこなかったというのが私の率直な印象です。現在、郡上には各地域に、SHIRO（シロ）、たかすのす、みなみ風、ななしんぼ、和良おこし協議会など多くの

団体が活躍しており、イベントにも貢献しているほか、地域協議会が力を発揮しているところもあり、先ほどのように、子どもたちが社会参加に積極的になり、大きな嬉しい傾向が出ています。市役所や振興事務所、自治会による地域づくりから、こういった団体による地域づくりへと郡上が変容し始めているのではないかと今考えています。

これらの活動の源となるシビックプライドであろう若い人たちからは、郡上が好きだ、郡上を元気にしたいといった心強い言葉を多く聞いています。郡上学を始めとするこれまでの取組が身を結んでいるのではないかと考えています。こうした思いを持つ人がもっと増えることで、そして実際に行動に移していく、こうやっていただけるようにしたい、その取組を今後も進めなくてはなりません。

子どもたちが郡上を大好きになってくれれば地元に戻る、地元にいなくても郡上を応援してくれるシビックプライドは、必ず醸成できるものと考えておりますので、これからも新しい世代に郡上を好きだと思ってもらえるような政策を進めてまいりたいというのが私の思いでございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 山川市長ありがとうございました。本当に人口をただいたずらに減るのを待つのではない、増活策をやらんのではないですけども、しっかりと増活策をやる中でも言動はあるんだろうなと思っていますので、そういうときにやっぱり今のシビックプライドで、市民の人が自覚することによって、郡上の人はそういう人が多いと思いますけれども、さらにそのことを喚起していただくことによって、郡上市は未来永劫に残るんだということを、郡上市は永遠なれということは、そういうことからできるのではないかというふうに思いますので、でもこれでやれば人口減少はしょうがないやということではなくて、人口減少策はやっぱり移住も含めたり、子育て政策もやったり、若者の活動も含めながら人口を増やしていくのは理想でございますけれども、でもそればかりではないということは、やっぱりいろんなところでも証明をされているということもございますので、ぜひともその辺も市長も共鳴をしていただいておりますので、ぜひともその気持ちで、これからの郡上市を20年後、30年後、どうしていくのかということはやっぱり、そういうことを含めながら、地域の方は、みな総力を上げて、そしてこの郡上市を守っていくんだと、また未来に伝えていくんだという気持ちはやっぱり持ち続けていきたいなということを思います。

時間少し余りましたけれども、私の今日の質問の本旨とするところは伺いました。これで終わりたいと思います。本当に丁寧な答弁をいただきましたが、ありがとうございました。

以上で18番の2番目の質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時11分)

---

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

#### ◇ 長岡文男議員

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男の質問を許可いたします。11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回4つの項目につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、ぎふ木遊館サテライト施設について質問をいたします。

最初に郷土誌、森に帰ったクジラの一節を朗読いたします。タブレットのほう資料に、この冊子の表紙の絵が載っておりますので、見ていただければと思っております。

「鮎とオオサンショウウオは森が病気になって長良川の水が濁ってしまったことをクジラに教えました。するとクジラは言いました。それは大変だ。海の仲間たちは森から運ばれてきた栄養を食べて元気になっているんだ。よし、森の病気を治しに行こう。クジラの背に乗った鮎とオオサンショウウオ、海の仲間たちは長良川をさかのぼり森に向かいました。」

これは、郷土誌、森に帰ったクジラの一節であります。こうしてクジラは郡上の森に来ることになったわけであります。そのクジラがこのたび、大和町にできますぎふ木遊館サテライト施設に設置されるとお聞きをいたしました。

これはクジラの模型でありますけれども、このクジラの模型は数十年前に市内の企業が製作されたものであります。実物大の非常に大きな模型であるということで、全長が約15メートル、幅が約7.5メートルあるそうであります。長年、美並町の企業の倉庫にありました。なぜ郡上にクジラかということは、今読み上げました、森に帰ったクジラを読んでいただければ分かりますかと思えます。

この本の企画制作は荒井誠二さんという方でございます。この本につきましては、市の図書館で借りることができます。私は、令和4年9月議会の一般質問で、日本まん真ん中センターを市民活動の拠点施設とするということで質問をさせていただきました。美並町にございます日本まん真ん中センターですけれども、その活用の観光面からの一案として、このクジラ模型の展示を提案させていただきました。当時、石川県のイカキング、石川県能登町の道の駅にイカキングという13メートル、5トンのモニュメント、こうしたものが当時のコロナの交付金で2,500万円を投じて作られ

て設置をされました。

当時は、そうしたことにすごい批判がありました。それから1年ほどたってその効果がすごく出てまいりました。能登町役場の話によりますと、パブリシティ宣伝効果で18億円、イカキングを作ったということで特に特産品でありますスルメが売れに売れて6億円、そういった経済効果が当時あったそうであります。

こうした提案につきまして、市としてはこれといった私の提案に反応はなかったわけでありまして、搬入とか展示することに、このクジラの場合、非常に費用がかかるという、そんなお話も当時お聞きをしたわけでありまして。私は、眠っている社会資源を地域振興のために活用することは非常に重要で有益なことであると思っております。

6月に議会の全員協議会で報告されました。ぎふ木遊館サテライト施設整備方針を改めて見ました。そうするとその整備方針の中に、絵本の世界の再現等が盛り込んでありました。当初からこうした構想があったわけだと思っておりますけれども、今回このクジラの模型が、ぎふ木遊館サテライト施設に展示されることとなった、展示されることに至ったその経緯と展示によるその効果をどのようにお考えなのか、また、展示等に係る経費、どの程度で、どのようにその経費について対応されるのかをお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えいたします。

まずは、ぎふ木遊館サテライト施設の整備理念といたしましては、木を身近に感じることができ、木育施設を整備することで、郡上市の自然を守り育てる心を育み、そして将来的には山や地域、林業を支える人材の育成を目指してまいります。木遊館サテライト施設のメインテーマとしては、郡上市の特色である豊かな自然、特に清流は白山や大日ヶ岳を発し、長良川となり里を流れ、やがて海に流れ下ることから、山、森、川、里、海につながる自然の連鎖、循環を内包するテーマといたしました。

今回御質問にございます森に帰ったクジラの絵本につきましては、郷土画家の水野政雄先生、香里先生親子の作画に加えまして、自然環境、森林保護に造詣の深い学識経験者が協力して制作されたもので、単なる絵本ではなく、自然や森林環境の保護をテーマとした優れた作品となっております。

郡上市内の小中学校の図書館に寄附され、学習にも活用されております。今回の木遊館サテライト施設のメインテーマとも合致する作品であることから、絵本のイメージを採用し、また実物材のザトウクジラの模型が株式会社岩崎総合研究所に保存されているということで、御寄附をいただき活用することといたしました。

また今回、旧大和第一北小学校の体育館を活用するというので、広い空間をダイナミックに活用し、大型木製遊具を配置することや、メインテーマである自然の連鎖等を表現する展示として、一連の流れの中でザトウクジラの模型を利用することとし、自然、森林環境の保護への理解を深めるものとしたしました。この施設は多くの御家族に親しんでいただけるよう、郡上市の生物、アマゴや鮎、オオサンショウウオに加え、絵本に登場するザトウクジラをシンボルとしていく考えでございます。

なお、ザトウクジラの展示に係る経費につきましては内装工事の中に含まれており、現在工事が進行中のため詳細な金額は控えさせていただきますが、内装工事全体の概算で2,500万円程度と見込んでおります。

なお、施設でのザトウクジラの展示を含んだ事業計画につきましては、岐阜県のぎふ木遊館サテライト施設整備事業の募集段階で提出しました基本構想にも明記しており、計画について御理解をいただいております。また、県の林政部の現地視察の際にも基本構想を説明し、地元の作家などが関わって絵本を作ったことや、地元の企業がこだわって作った実物大の模型ということも評価いただいております。ぎふ木遊館サテライト施設は、体育館を活用した大型遊具や、郡上市の自然象徴するオオサンショウウオ、実物大のザトウクジラの展示を活用することで施設をPRし、多くの来館者に訪れていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。御説明ありがとうございました。以前、作られた会社の社長さんにお話を伺ったことがあるんですけども、この模型は関西のほうの水族館からも、ぜひ展示をしてくださいというような要請があったそうであります。非常にそのくらい貴重な資料となる模型でありますけれども、岐阜県のいわれる森と木からの学びであるぎふ木育を推進、そういったことも深化させていく総合拠点として位置づけられていくということ、非常に次世代の子どもたちにとって大切なことであるんじゃないかなと思っております。

どうか、幅広い世代の交流の場となるように、多くの皆さんに利用される、そういった施設になることを願っておりますので、どうかよろしく願いしたいと思いますけれども、こうした計画がもしあったのであるならば、もう少しこの計画の発表の段階とかで説明をしていただくと、もう少し地域の方にも理解がしていただけたのではないかなというふうに思っておりますので、そういった点も含めまして、どうか今後ともよろしく願いをしたいと思います。

それでは、次に2点目の質問に入りたいと思います。2つ目が、道の駅への支援、そして道の駅の連携ですね、そういったことにつきまして質問をさせていただきます。

今年6月の時点で、道の駅は全国で1,230駅あるそうであります。都道府県別に言いますと、北

海道が何しろ一番多いというわけですが、次に多いのが岐阜県で55か所。今年、飛騨の方で1つ減ったということで、55か所になっておるそうでもありますけれども、この郡上市内にも大日岳、白尾ふれあいパーク、白山文化の里長滝、清流の里しるとり、古今伝授の里やまと、明宝、和良、美並と、全部で8つの駅がございます。休日などにその駅の前を通りますと、ほぼどの駅も満車で非常ににぎわいを感じているわけでもあります。そうしたにぎわいを見ますと、それぞれの駅、本当に随分収益を上げているのではないかなというふうに思ってしまうわけでもありますけれども、タブレットのほうには、先般、美並でイベントがあったんですけれども、道の駅の、その美並の道の駅の駐車場の様子ですが、それを写真に撮ったのを載せてございます。こういったように非常ににぎわっているという状態でございます。

それで道の駅は地域振興の核となる存在でございます、地域製品の販売や促進、それから観光情報の発信、さらには地元のイベントやワークショップなどを行われておりましたり、地域住民や観光客との交流の場として非常に大きな意味を持っており、この地域の経済の活性化に一役買っているわけでもあります。

郡上市においてもいくつもの道の駅があるわけなんですけれども、地域振興であるとか観光振興の拠点として重要な役割を担っておると思っておりますが、各施設ごとに運営の体制が異なる状況がございます。市内の道の駅のほとんどが、郡上市が会社組織等への指定管理をしております。指定管理ではなく、第三セクターの会社が直接運営しているのは美並の道の駅のみだと思っておりますけれども、そうした多くの道の駅が設置後、年数をへまして老朽化であるとか、利用者のニーズの変化により改築であったり、改修の必要に迫られているのが現状であります。

それぞれのその道の駅に運営上の課題もそれぞれあると思っておりますけれども、道の駅同士の連携であるとか、あとは地域振興の拠点施設としての意味づけ、そうしたことにつきまして、市として今後、道の駅とどのように関わっていくのか、どのような支援、道の駅との連携を進めていく考えがあるのか、また、郡上市が出資している第三セクターとそうでない施設とで、どのような差別化を図るのか図らないのか、道の駅の活用にはどのような支援をしていくか、具体的な施策があれば、そうしたものをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 長岡議員からの道の駅の運営、管理事業者の支援、協力関係についての質問に答弁させていただきます。

現在、道の駅につきましては、国の指針によりまして、地方創生、観光を加速化する拠点という形で、観光、防災など、さらなる地方創生に向けた拠点施設に位置づけられております。市内にあります道の駅8施設のうち、道の駅美並のみが国の直轄施設となっております、その管理方法に

つきましては、国と郡上市とが覚書によりまして、市が休憩施設やトイレ施設などの日常管理を行っております。

さらに、当該管理につきましては、市と株式会社ジェイエムみなみとの間で、覚書を締結した上で管理をお願いしております。御質問にあります道の駅の管理方法や支援、協力体制につきましてですが、初めに、指定管理につきましては、指定管理事業者が第三セクターであるか否かに関わらず、市所有施設が対象となりますので、改修や修繕等にかかる経費は市の予算処置が必要となります。

また、施設管理事業者が第三セクターとそうでない法人等の差別化につきましては、設置目的を達成するために公平な対応を差別、区別することなく行うこととしておりまして、指定管理による運営については、モニタリングの状況などから、協定の範囲内で健全な経営となるように指導等を行っております。

国の直轄施設であります道の駅美並につきましては、先ほど説明しましたとおり、施設の日常管理のみをお願いしておりますので、この点以外の事項につきましては、市からの管理は行いません。しかしながら、ジェイエムみなみにつきましては第三セクターでありますので、収益事業などの面につきましては、経営状況等に関しまして指導等を行っていく必要があるかと思っております。

市内の道の駅につきましては、それぞれ開駅から長い年月がたっております。そのため、施設の老朽化等の課題や、議員がおっしゃられる地域振興、地域貢献といった国の方針、設置時における旧町村等の思いからのずれが生じていることもあろうかと思えます。市としましては、国の指針など、各施設管理者に対して情報共有を行いますし、また、各施設においては、施設設置の意義等を改めて認識していただきまして、施設の運営に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 説明ありがとうございました。私が今回、こうした質問をしましたのは、道の駅は随分とお客さんが入っているように見えましてし、駐車場も広いところが多くて、営業収益も高いのではないかなという、そんな思いもありましたけれども、以前の資料を見ますと、道の駅の事業収支で赤字のところは大和と和良の2駅であったと思っておりますが、しかし、八幡町の一部の地域から道の駅の設置の要望も以前出ていたわけでありまして。そんなことから、道の駅は地域から非常に魅力がある、そんな施設ではないかというふうに見えるわけです。指定管理料を払っているところも多いわけですが、もっと収益を上げて、市に繰入金が入るような、そんなふうになるような指導、あるいは支援、道の駅同士の連携など、地域につながる政策を打ち出してほしい

という私の思いであります。

答弁では、いずれも今後も指導していくというような内容でありました。市が今打ち出しております積極的な地域の拠点づくりの政策、そういったものがあまり感じられるものではありません。地域特産品のブランディングやマーケティング支援、プロモーション活動のサポート、さらには地域の観光協会、商工会との連携を深めていただいて、道の駅を拠点とした観光ルートの開発やSNSの情報発信、地域の住民との協力関係を築くためのワークショップやイベント、さらには運営スタッフの研修会や人材育成、多角的なサポートができることは私はいっぱいあると思うんです。

担当の職員の方の現場での対応を見ておりますと、それぞれの道の駅の困りごとや問題解決にお骨折りをいただいております。私は実際にそういったものに出会いまして、本当に嬉しく、ありがたく思っております。非常に感謝をしております。幹部の方々はずいぶん、こうした現場の職員の方の状況をしっかりと受け止めていただいて、道の駅の再編、しっかりとした道筋を持って取り組んでいただくことを期待をしたいと思いつつ、次の質問に移りたいと思います。

次に、生活保護制度における申請者のプライバシー保護とサポート体制について質問をいたします。

政府は近年のこの物価高騰対策として、各種の対策を講じようとしておりますけれども、ここ数年、全国の生活保護申請件数は増加しており、特に高齢者を中心とした単身世帯の申請が増加しているという、そういった特徴があるようであります。

2025年6月4日、厚労省が発表しました生活保護、非保護者調査結果によりますと、保護の申請件数は全国で2万2,484件、前年比で4%の増となっているようであります。タブレットのほうにもその表を載せてございます。生活保護制度は、失業や病気などによって収入が途絶えたときに、ほかに頼るものがなくなった場合に、国が最低限の生活を保障する最後のセーフティネットであります。今、生活保護の申請については、幾つかの社会的な課題や問題があり、生活保護につながっていない人が多いと言われております。例えば、申請者のプライバシーの問題や、申請過程での手続の複雑さ、また生活保護を受けることに対する社会的な偏見もあるのではないかというふうに考えられているわけでありまして。

制度では、例えば、預金額や自動車の保有、エアコンの設置などについて厳しい制限があります。手持ち金が1か月の生活保護基準を下回らないと保護が開始されない、マイカーは原則として持たない、車がないと生活が困難な地方の人は諦めがちとなる。保護申請した人の家族に援助の可否を問い合わせる扶養照会というのがあるのですが、こうしたことも制度利用を、肉親や関係の方に知られたくないといった、そういったことが壁になっているとも言われております。

本年9月の報道によりますと、鈴鹿市の生活保護申請受付の所持金確認において、財布の中の小銭までを書類箱の中に出させて確認をしたり、入院中の申請者には病院の共有スペースで預金通帳

や財布の中身まで確認されるなど、プライバシーの侵害が大きな問題になった、そういった報道がございました。本市ではこうしたことはないというふうに確信しておりますけど、現在の郡上市の現状として、保護申請数とその後の保護に至った場合のその対応や推移についてどのようなか。また、その後のサポート体制も含めまして、どのような取組をされているのかお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

まず、郡上市における生活保護の状況につきまして、本日、資料をタブレットのほうに掲載させていただきましたので御覧ください。1ページ目は、生活保護受給者数の人口に占める割合であります保護率となります。令和6年度実績で、全国が1.62%、郡上市が0.24%、令和元年度以降、同様な数値で推移しており、保護率は全国より低く、ほぼ横ばいです。次のページが市における保護世帯数及び人員数です。令和6年度は保護世帯76世帯、保護人員93人。こちらも令和元年度以降において大きな変化はありません。

次のページが市における保護申請件数と保護開始件数です。令和6年度は申請件数16件、保護開始件数12件です。年度によって差が大きい状況ですが、減少傾向にあると考えております。人口減少の影響、こういったものがあるのではないかと考えております。

令和6年度申請数に対する保護開始に至った割合は75%となります。申請が認定されなかった理由としては、調査により本人が把握していなかった利用可能な資産が判明したり、他の制度を活用することで生活が可能であったことが判明したことなどによります。相談者のプライバシーへの配慮について、郡上市においては、生活保護の相談や申請の受付について、個室やパーテーション等で仕切られた相談スペースにて実施をしております。制度については、生活保護のしおり等を用いて、分かりやすく説明し、相談者が申請の意思を示された場合には、申請書類の書き方などを丁寧に説明するよう心がけております。

申請者の手持ち金の確認については、原則として本人の自己申告により行っております。虚偽報告などの懸念もありますが、生活保護の受給が決定した後も、ケースワーカーの訪問などにより生活実態の把握に努め、定期的な課税調査を実施し、適正な支援に努めております。生活保護の申請後は、申請者の収入や資産調査などを行い、扶養親族等による扶養の可能性について確認を行った後、生活保護ケース診断会議を開催し、生活保護の要否判定を行います。

生活保護を開始してからは、担当ケースワーカーや就労支援員が定期的に家庭訪問を行い、生活状況等を把握、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。就労可能な方については、就労支援員と連携し、適正にあった求人情報の提供やハローワークへの同行訪問など、経済的自立に向

けた支援を行っております。病気や障がいのある方、高齢者については、それぞれの関係機関と連携し、医療や障がい、介護サービス等を活用して日常生活の自立に向けた支援を行っています。生活保護受給者への支援については、制度に基づきまして、その世帯、人員の状況に応じて、生活扶助など8つの扶助により実施をしております。

郡上市では、生活保護制度に加え、その前段階として生活に困窮する方々を支援するための様々な取組を行っています。生活困窮者自立支援事業では、委託先の社会福祉協議会、福祉相談支援センターを中心に、困り事などを抱える人からの相談を受け付け、具体的な支援プランを作成、自立に向けた支援を実施しています。また、住居確保給付金として、離職や廃業などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に、家賃相当額を支給しています。

また、令和7年度では、重層的支援体制移行準備事業に取り組み、多様な福祉課題や複合的な課題を持つ人に対し、必要な支援を一体的に実施する体制の整備を目指しております。このように、市では、生活保護制度の適正な運用を心がけるとともに、生活保護に至る前に、申請者の自立を助長するためのサポート体制構築にも取り組んでいるところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 今のお話を聞きまして、非常に適切な制度運用、そして対象の方に寄り添った丁寧なサポートができるように感じました。本当にありがとうございます。行政運用については、保護申請を受け付けない水際作戦、国や自治体も生活保護が少ないほどよいという、そういった意識が背景にあるという話を以前聞いたことがあります。そういったことではないと。申請から受給までのスピードアップ、それを図ることも必要だと思いますが、必要な書類の簡素化であるとかデジタル化、そういったことも効率的だと思っておりますし、また、申請者のプライバシーをしっかりと守るためには、信頼できるそういった監査機関であるとか公的な福祉団体、あるいは銀行とか第三者のそういった立場で、公正かつ客観的な、そういった情報を確認してもらうことも制度整備の上で大切な重要なことではないかと思うわけでありまして。

また、生活保護に対する偏見をなくすための啓発活動、あるいは地域、社会全体でのサポート体制の強化も必要だと思っております。さらには、専門家によるサポートや相談窓口、こうしたものの充実、そうしたことが円滑な支援につながるものではないかと思っております。また、より一層、信頼性の高い制度運用とサポートを目指していただければ非常にありがたいなと思っております。本当にありがとうございます。

それでは続きまして、4つ目の質問に入らせていただきます。

これは今回、他の議員さんからもいろいろ出ておりますけれども、熊の出没に対する対策ということでございますけれども、私は新聞社が運営する地域生活圈情報アプリ、ロークル、こういった

ものを活用しておりますけれども、これには毎日、この郡上市内で、どこどこで熊が出没したという情報が入ってまいります。過日、議会でも緊急提言をしたところでありましてけれども、特に人的な被害が出ないような早急な対策が必要であるのではないかというふうに思っております。

そんな中で、本年、住宅街に熊が出没した際に、市町村の判断で、猟銃の使用が可能になる改正法が施行されました。岐阜県では9割以上の自治体が制度の運用を始められていないという報道がありました。9月に施行された改正鳥獣保護管理法では、一定の条件を満たせば市町村の判断で、市街地で猟銃の使用が可能になりました。この緊急銃猟の制度について、ある放送局が県内42の全町村に取材したところ、制度の運用を既に始めているというのは、住宅街に熊が出没した中津川市、山県市などの3つにとどまっていたという報道がございました。郡上市はやっていないということなんですけれども、市として緊急銃猟の制度についてどのような対応を取られるのか、また市民に対してどのような取組をされるのか、地方自治体としての役割、責任についてお伺いをいたします。お答えをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） それでは、お答えいたします。

この4月に鳥獣保護管理法が一部改正されて、市町村長の判断で緊急銃猟の実施が可能となりました。しかし、熊等が人の日常生活圏へ出没すれば即座に緊急銃猟ができるわけではなく、4つの条件全てを満たすことが求められております。

具体的には、熊等が人の日常生活圏に侵入していること、熊等による人命または身体への被害を防止するため、緊急に対応が必要であること、銃猟以外の方法では適切かつ迅速な捕獲等が困難であること、4つ目としまして、住民が第三者に銃猟による被害を及ぼす恐れがないことであります。11月末時点で全国では40件の緊急銃猟が実施されておりますけれども、今のところ岐阜県内で緊急銃猟を実施した件数は1件もございません。

仮に4つの条件を満たすとしても、日常生活圏での発砲は人の身体に被害が及ぶ恐れがあることから、緊急銃猟の実施は慎重の上にも慎重を期すべきであり、市としてはまず追いついで対応したいというふうに思っております。

現在、緊急銃猟の実施マニュアルのほう、準備をしております。また、きちんと、万が一に備えて対応していきたいというふうに思っております。

以上であります。

（11番議員挙手）

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。基本的には地方自治体の役割が非常に大きいとされ

ているわけでありますけれども、被害が発生した場合の迅速な対応もお願いしたいですし、それから発生する前のいろんな住民へのサポートについてもしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

さて、今回、私は4つの質問をさせていただきました。これは、教育、商工観光、福祉、農林、そうした各部門による質問をさせていただきました。これは、各部門の職員が非常にそれぞれの部門で、自分の担当部署につきまして、非常に頑張っている仕事をしてみえる。そういったことをこの質問の調査の過程でいろいろ気づきましたし、今まで以上にそういったことを感じる場面が多かったわけなんです。そうした職員がいろいろ苦労しているそういった中で、今回、議会に行政組織の機構改革、こういったものが提案されているわけでありますけれども、先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、担当者の大部分の方は、本当に担当の行政課題に前向きに取り組まれて、非常に御苦労されており、そしていろんな御意見とか提案もお持ちである。私は、この組織をつくるにあたりまして、そうした各担当の部署の意見や提案が、組織の幹部の方々の中で協議なりされるような、そんな組織づくりになるようなことを、今回のこの行政組織機構の改革につきましてお願いをしたいと思います。

そんな意味からも、今回それぞれの部門への幅広い質問をさせていただきました。そうしたことを踏まえまして、また今後ともよろしく改革に取り組んでいただければありがたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定をしております。よろしくお願いいたします。

(午前11時06分)

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

#### ◇ 野田 かつひこ 議員

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員の質問を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番、日本共産党、野田かつひこでございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第1項目、郡上鮎の現状と将来はという、そういうテーマなんです、一友釣りファンとしまし

でも、最近の郡上の鮎の状況がちょっと気になりまして、今回こういう問題を取り上げさせていただきましたが、でも、それほど悲観することでもないよという声もありますし、いやいやこれは問題やぞといういろんな声もあって、鮎に関してはいろんな幅広い御意見がありまして、どれが本当なのか、どれを信じていいのかよう分かんませんが、今回、市の皆さん方のお考えを伺いまして、これからの鮎の状況、鮎というのは大変大事な大事な郡上にとっては観光資源でもありますし、水産資源だと思います。そういう点で、幾つかの質問をさせていただきます。

今申しましたように、夏になりますと、川は釣り人、まちの中は踊り人、本当に二大観光資源ですばらしい郡上をつくっておっていただくわけですが、踊りもいろんな転変しながら大いに盛り上がっておりますが、鮎のほうは、御存じかな、皆さん方どういうふうにお考えか分かりませんが、川を見ますと、どうもさおの数が少ないような、今年あたりは特にそんなことを私感じておったんですが、こういう状況の中で、感覚的には何かちょっと問題ありそうやぞと思うんですが、数値的には鮎をめぐる数値はどうなっているのかと最初に伺いたいわけです。

これはいろんな数値が考えられるんですが、まず第1は、漁業組合の皆さん方の人数は、恐らく増えることはそうないだろうな、人口減あるいは高齢化の中で、だんだんとさおを持ってなくなる方も、私も近いんですが、そういう状況もあると思います。

また一方で、市外からおいでいただく遊漁者といいですか、こういう方々はどういうふうに向向が動いているのか。

鮎は今、郡上鮎ブランドで、豊洲のほうで大変人気のようですが、この出荷状況はどうなっているのでしょうか、その辺を伺いたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、野田議員さんの御質問に回答させていただきます。

郡上漁業協同組合から、郡上鮎などに関する状況の推移につきまして資料を提供いただきましたので、タブレットのほうにそちらの資料のほうを今、出ましたね、こちらのほうで説明をさせていただきます。

令和6年度の組合員数ですけども、4,448人で令和元年度の5,760人と比較しますと、1,312人減少をしております。遊漁者数ですけども、令和6年度の延べ遊漁者数が11万8,682人で、令和元年度と比較しますと、7万449人増加で約2.46倍となっております。

集荷量ですけども、令和7年度が7,739キログラムで、令和元年度と比較しますと、3,621キログラム増加で約1.88倍となっております。

なお、令和6年度は豊漁でありまして、集荷量が1万901キログラムと過去最大を記録いたしました。令和7年度の集荷量は7,739キログラムと減少はしておりますけども、これまでの漁獲量と

比較しますと、それほど悪くはない数字ではないかと思えます。

放流量につきましては、令和7年度が1万7,000キログラムで、令和元年度と比較しますと、1,500キログラム増加をしておるということです。

郡上漁業協同組合によりますと、近年は安定した漁獲高となっておると。特に令和5年度及び令和6年度については、遊漁者からも高い評価をいただいたということです。

令和7年度につきましては、今、議員からもちょっとお話もありましたけども、鮎が小さいというようなお話もありました。これについて、いろいろお尋ねをしたところでもありますけども、大量の天然鮎が遡上をしたことで餌の取り合いになり、鮎の成長が遅くなったと思われる。それによりサイズが小さく釣れにくくなったため、釣り人が減少したのではないかと考えているとのことでありました。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 詳細なデータをありがとうございます。見た目による印象が、そのままこの数値ってわけではないようですね。外部からいらっしゃる方々も非常に増えておりますし、どこで釣っていらっしゃるのかなというぐらい、川は少ないんですが、実際はこうやって増えていらっしゃる。これは本当にありがたいことですね。また、後からも、そういう状況も伺いたいと思えますが。

出荷量も激増というわけではないんですが、これも着実に増えている。漁協の方に伺うと、おおむね飽和状態だと、出荷量は。これ以上はちょっと無理ではないかと、出す量が飽和状態に近いということも言ってみえましたが、こうして見ると、郡上の鮎はかなり順調に成長してきている。

それにつけて、6月議会でしたか、3月議会でしたか、今年度から郡上産の生産物のブランド化については、一定の目標を達成したということもあって縮小傾向、あるいは廃止のところもあるようですが、鮎のブランド化については、どのように成果を把握していらっしゃるのか、この辺をちょっと伺いたいと思えます。

1つは、ふるさと納税における鮎に関わる納税者の数ですね。この辺がどのように変わってきているのか、これも大事なことかと思えます。それからブランド化という点においては、どういう部分でブランド化が達成されてきたのかという判断をされたのかもちょっと含めながら、その成果を伺いたいと思えます。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

まず1点目、ブランド化の成果という部分について説明をさせていただきます。

令和6年度まで実施をいたしました農林水産物ブランド化向上事業につきましては、市内の農林水産物のブランド化を図り、販路を拡大することを目的としまして、農林水産団体等が行います施設整備等に係る経費について補助金を交付してまいりました。

同事業の水産物の加工施設等の整備事業では、漁業関係団体等に対して内水面漁業を振興するため、漁類の加工設備等の導入経費の一部を助成してまいりました。

同事業において、郡上漁業協同組合に対しては、令和元年度から令和6年度までの間で助成を水槽、冷凍庫、包装真空機、また製氷機等の整備を支援しております。

令和元年度に水槽を整備いたしましたけども、これによりまして、東京の豊洲市場への出荷が可能となりました。豊洲市場への出荷により高値で流通されたということで、漁業者の出荷意欲が向上しまして、集荷量が増大したというような結果を得ておりますし、令和3年度は冷凍庫を整備いたしましたして、冷凍保存による出荷調整が可能となりました。

この間、コロナ禍の影響で、飲食店の営業規制等によりまして需要が激減したというようなこともありましたけども、またこの間、豊漁だったということもありまして、冷凍庫により出荷調整を行うことができたというふうに伺っております。

また、令和4年度は真空包装機、6年度には製氷機が整備されたことによりまして、冷凍した鮎を市内外の飲食店などに輸送する際の品質保持が可能になったというふうに考えております。

これらの機器等の整備によりまして、鮎の品質の保持と安定供給が可能となり、郡上鮎のブランド価値の向上が図られ、販路も拡大し出荷量が増加したことで、農林水産物ブランド化向上事業の目的は達成できたのではないかとこのように考えておるところであります。

次に、ふるさと納税返礼品での活用というところで御説明をさせていただきます。

ふるさと納税における郡上鮎関連の返礼品につきましては、冷凍鮎は平成29年から、また、鮎の年間遊漁証は平成28年から申込みをいただいております。

また、令和6年度の実績では、冷凍鮎が65件、鮎年間遊漁証が284件、鮎・雑魚共通年間遊漁証が65件の返礼品の申込み状況となっております。

令和6年度のふるさと納税の返礼品寄附総額における郡上鮎関連が占める割合は6.8%となっております。令和3年度の6.4%と比較しますと、微増というような状況となっております。

今後、さらに郡上漁業協同組合と連携しながら、郡上鮎ブランドを全国に発信し、ふるさと納税返礼品の申込み増大につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） ありがとうございます。鮎という魚は、本当に劣化が早いんですね。ちょっと冷やすのを怠ると、すぐ黄色くなる。あれを業界用語では「ウム」と言っている魚ですが、黄色くなっちゃうんですね。こうなったら商品価値はありませんから、いかに品質を保持して新鮮な状態を維持するかっていうのが決め手だったと。そこへいろんな冷凍施設とか、あるいは生けすも準備して、そういう支援をされたところには大きかった。

豊洲では本当に人気の的だそうなんです、大変郡上の自慢の種の一つかと思います。これからもぜひ大きな成果を期待いたします。

さて、郡上の鮎は、釣り仲間で言いますと、郡上ばっかりだし、長良川ってのは特にすごく上流のほうですけど、釣りの人々から言うと第1級、いや特級に値する川である。こんなすばらしい川はないとよくおっしゃる。

何がいいかと言うと、珪藻がいいらしいですね。川の藻の深い淵もあれば、とても潜れんような淵もあります。それから激流もあれば、その中間のトロもあれば、チャラ瀬もある。こんな川は日本中を探しても、そうたんとはないと。ちょっと大げさでしょうかね。

でも、本当に私もそう思います。子どもの頃から慣れ親しんできて、これが普通やと、これが清流やと思っておったんですが、これは稀有な存在であるというふうに、今さら私はうれしくありがたく思います。

こういう川ですが、友釣りのほかに、やなの観光資源もありますし、これらをどういうふうにして維持していくのか。幸いなことに、郡上のずっと川の中の一拠点として、県のほうからあゆパークの施設を提供していただき、これが本当に大きな成果もあるんじゃないかと思います。

今後の課題としまして、あゆパークをどのように運用し、どういうふうに広げていくかという、こういう観点。それから、今ありましたように、小さくなっている鮎、あるいは、なかなか釣れない鮎。

昔、職漁師に言わせると、1日頑張りゃ一束はいったと。一束ってのは「ひとたば」と書いて「いっそく」と言うらしいんですが、100匹のことです。友釣りで100匹ってのは、これはもう大変なこととして、幾ら頑張ってもせいぜい50から30も釣りゃ、今どき大変なことなんです。

でも、中に腕のいい方は、それくらいは釣ってらっしゃるらしいんですが、しかし一般的にはなかなかかからない。かからない、小さいという、これは釣り人にとっては非常に魅力半減になっちゃうんですが、先ほど御答弁の中から、漁協の方は放流ではなしに、遡上数がやたら多いと。あまりにも鮎が込み合ってしまうと、縄張をつくる余地がなくなったもので、かからない。餌が十分なくなると小さいってことをお話いただいたんですが、いや、そうじゃない、別な観点からもいろんな御意見があるという。

例えば温暖化です。温暖化になると、いつまでも水温が高いまま維持しますから、鮎は産卵期が

遅れる。遅れれば、海へ下るのも産卵も全部遅れますから、全体として回遊が遅れていく。翌年上ってくる鮎は、小さなこんなやつですね。数センチ。こういうサイクルが、だんだん主として小さくなっていくんだという、この説もあるんですね。

いや、原因の多くは河口堰やぞという考えもあります。あれによって流化が阻止されて小さくなっていく。いろいろ、まさに百家争鳴ですね。

鮎なんですけど、鮎に聞いてみなきゃ分からん面もありますが、そんなことも含めて、これから大きく立派な鮎をたくさん捕れるようにと欲の深い話ですが、そのためにはどうしたらいいのか。郡上鮎を郡上鮎たらしめる方策について、どういうふうにお考えなのか。これは直接的には郡上漁協などの漁業関係者の責務といたしますか、仕事かと思いますが、市としてはどういう支援ができるんでしょうか。

先ほど11番議員のほうから、鮎を連れてきてはどうや、そんな話もありましたが、鮎の代わりに市が何かできることはないだろうか。そんなことも含めて、今後の鮎の見通しを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

郡上漁業協同組合では、今年に限らず、毎年その年の状況を見返し、学術経験者の意見なども取り入れて稚魚の大きさを変更することや、また放流時期を早めるなど、翌年の方針や対策を検討しておるといことです。

岐阜県においても、郡上市及び郡上漁協も加入します世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会の長良川鮎資源管理・増殖部会において、鮎の質の向上を目的に研究を続けておるところであります。

また、市では、漁獲高の増大、漁類の繁殖保護のために、稚魚の放流による漁場の確保を図ることを目的とし、各漁業協同組合に対し、鮎を含む稚魚の放流事業の一部を助成しておるところです。郡上漁協に対しても、継続して支援を行っていきいたいというふうに考えております。

郡上鮎は、市の重要な観光資源ですが、漁獲高や大きさは自然に左右されるため、鮎のサイズを変えるということや、また釣りやすくするという事は、なかなか容易なことではないとは思われます。

今後、友釣りを衰退させないためにも、郡上漁業協同組合とさらなる連携を図って、友釣りややな場などの観光資源である郡上鮎の魅力を発信していきます。

また、郡上おどりなど、ほかの観光資源とも組み合わせ、郡上を訪れる観光客に郡上鮎を楽しんでいただくことで、相乗効果を生み出すことができるのではないかと考えております。

なお、清流長良川あゆパークでは、郡上鮎に限定せず、様々な鮎を用いた体験を提供しております。世界農業遺産「清流長良川の鮎」講座を行い、長良川や鮎についての知識を得られるようにしております。

また、実体験として鮎を知ってもらうために、鮎のつかみ取り体験、友釣り体験、手網などの体験を行い、実際に鮎に触れるメニューを組んでおります。加えて、鮎の塩焼きや鮎煎餅、鮎御飯を食べる食体験も実施し、食を通して鮎を知ってもらうことも重視しております。

これらを通じまして、内水面漁業の振興と発展、鮎の価値の向上を目指して、ひいては、鮎を求めて郡上を訪れるきっかけづくりとなり、好循環が生まれると考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 資源としての鮎をいかに守り、そして増やしていくかっていう観点と、それから、今もありましたように、あゆパークをはじめとする資源を大いに市内で活用していただけるような、こういう方策を総合的にこれからも進めていく。現状の枠の中にとらわれずに、もっと新しいことも考えながらという、そういう視点も持ちながら、どうかよろしく願いをしたいと思います。

鮎の質問は以上にさせていただきました、2つ目ですが、今度はがらりと変わらして、健康保険証の問題でございますので、どうかよろしく願いします。

12月2日の日は新聞紙上にも、1日頃から2日、3日といろいろと記事が出てまいりました。いよいよ使用そのものが廃止になる、健康保険証の廃止が具体的になりました。これは発行停止は1年も前から、ちょうど1年前ですけど、発行停止になって、新たには発行しませんと。その使用期限が1年たって迎えられると。その間には、7月には国保や後期高齢者の保険証の期限は切れている。

こうやって見ると、国保のみならず、他のいろんなけんぽをはじめとする保険証が、おおむね期限が切れてしまって、その額面どおり取れば、今現在はマイナ保険証以外の保険証はないことになるんですね。全国民がマイナ保険証を使っている理屈なんですが、現実はそうになっておりません。なかなか政府の思惑どおり、厚生省の思惑どおりにはいかないようであります。

そこで、取りあえず郡上市の状況を伺いたいんですが、市の郡上市において、マイナカードを取得して、かつこれを保険証にひもづけて登録をされている人はどれくらいでしょうか。全国的にもいろいろ発表されておりますけど、市の場合はいかがでしょう。

それから、もう一つは、実際にマイナ保険証を保険証として使われる方はどれくらいなのか。保険証はマイナになったけども、実際はまだ紙を使っている方も結構いらっしゃるのではないかと

と思うんですが、その辺の現状をまず伺います。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

マイナ保険証の登録率及び利用率については、郡上市国民健康保険における令和7年8月末の登録率は75.94%、利用率71.62%で、全国の利用率44.03%よりも高い状況です。

また、後期高齢者医療制度では、令和7年7月末における郡上市の登録率は74.52%、利用率43.20%、全国の利用率は33.25%という状況で、郡上市において国民健康保険、後期高齢者医療制度とも全国平均を上回っており、マイナ保険証の利用について徐々に浸透してきていると思われま

す。  
郡上市内公立医療機関の令和7年10月末のマイナ保険証利用率は、郡上市民病院65.87%、国保白鳥病院59.53%、国保和良診療所74.60%となっております。全国の医療機関の利用率平均は9月末で44.40%ですので、利用は進んでいると思います。

以上のとおり、利用率、登録率とも全国平均を上回っており、市内では一定の評価を得られていると考えております。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 7割から8割の方がマイナ保険証を保持してらっしゃる。そして、利用についても、公立病院に限りますが、これは半分以上は既にマイナを使ってらっしゃる。

全国的に見ると、郡上市の場合は浸透しているといえますか、皆さんよく利用し、ほかの全国に比べれば高いということなんですが、逆に言いますと、依然として3割程度の方が、特に高齢者の方をはじめとして、マイナ保険証にはなっていないってことですね。

それから、持って見えても、なかなか実際は使うのは半分ちょっとぐらいしか、まだ実際は使ってみえないという。むしろ使われない方のほうが問題といえますか、注目すべき対象やと私は思います。

そこで、次の質問をいたしますが、厚労省が幾ら今日で保険証おしまいですよ、もう切り替えてくださいと言われても、多くの国民の中には、郡上市もそうですが、マイナカードに移行できない、あるいはしたくない、結果的には登録しないという方、それを使わないという方は、現実にこうして今あるわけですよ。

そうして、一方では国民皆保険という大原則がある中で、使わない人が一体どうなるのかというのが大問題かと思うんです。

そこで、今いろんな調査によりますと、マイナ保険証及び従来の保険証とほぼ同じの証明書、こ

れの利用に関しては、全部で9通りの使い方があるらしいんです。私もよう説明しませんけども。9通りの使い方。病院行くと、この9通りが使い分けられるってことなんですね。これは大変複雑怪奇な話で。

その辺を市民の方々は、私は一体どうなのでしょう、どういう使い方をしたらいいのでしょうか。マイナを持っていけば済むんだ。いや、持っていても使えない場合もあるかもしれない。そういう場合どうなるのかという不安感がやっぱり多いと思うんです。

そこで、使い方についてのルート、使い方の仕分をしてみてもどうかと。これは今まで郡上市の広報郡上の中でも、その使い方の仕分というのは出てきてないんです。私は見たことがないんです。マイナ保険証に切り替わりますよ、皆さん取りましようねっていったのはいっぱい出てくるんだけど、こういうふうに使いますっていうのはないんです。

そこで、お願いをしました質問ですが、使い方はどのように仕分けてあるのか。使う方法があるのかというのをお示ししていただきたいということです。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 受診の際の資格確認方法につきまして、本日タブレットのほうにイメージ図として提出をしておりますので、御覧をいただきたいと思います。

現在、医療機関を受診する場合の資格確認は、原則として表の左上、緑色の部分になりますが、マイナ保険証利用の場合と左の下側、青色の部分、資格確認書の使用の場合に分けられます。

マイナンバーカードを取得し、マイナ保険証の利用登録をしている場合でも4つの種類があり、①マイナ保険証のほか、②高齢者施設等の入居者で暗証番号の設定管理に不安がある人を対象とした暗証番号の設定が不要で、本人確認は機器による顔認証で行う、顔認証のみのマイナンバーカード。③1歳未満の方が申請した場合、交付される顔写真がなく、本人確認は暗証番号のみで行う、顔写真なしのマイナンバーカード。④スマートフォンにマイナ保険証を登録した者。

以上、4種類があり、これらは全て医療機関等に設置されている、顔認証付カードリーダーで認証方法を選択し、本人確認を行うだけで資格確認ができ、受診ができます。

表の中央になりますが、停電などの天災やカードリーダー等の機器不良、マイナンバーカードのICチップの破損などにより、マイナ保険証での受付ができない場合は、⑤マイナ保険証を所持されている方に交付され、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できる資格情報のお知らせ。⑥マイナポータル資格情報画面、あるいはダウンロードしたPDFファイルをマイナンバーカードとセットで提示することでも受診が可能です。

⑦は、初診の際、資格情報のお知らせやマイナポータル資格情報の画面を持ち合わせていない場合に、医療機関等において被保険者資格申立書を記載することで受診ができます。

マイナンバーカードを取得していない方、カードは取得しているが、保険証利用登録をしていない方は、⑧資格確認書で行うことになります。

これらいずれの場合でも、全額自己負担にならず、通常の負担割合で受診ができます。また、黄色部分になりますが、特例的な措置として、従来の保険証有効期限が今年7月以降、順次期限切れを迎えている中で、期限切れを知らず、従来の保険証で受診しようとする方も想定されるため、厚生労働省では、令和8年3月末までは有効期限切れの従来の保険証のみを持参した場合でも、全額自己負担は求めず、通常の負担割合で済むように暫定的な取扱いを決定しています。

議員御指摘のように、現在は複雑と感じられるかもしれませんが、制度の浸透が進み、スマホで認証可能な医療機関などが増えれば、スマホの利用なども進むのではないかと考えております。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 本当に分かりやすい、私、まとめだと思しますので、こういうのをぜひとも広報郡上か何かに掲載していただけると、本当に市民は喜ばれるのではないかと思います。

今、御案内のように、緑の①から黄色の9番まで、9通りの方法がある。これ、もし仮にマイナ保険証を進めるにしても、⑧番です。青色の⑧番があれば、これは従来の保険証と全く一緒なんですけど、名前が違うだけで、これだけで済むわけなんですね。

だから、多くの国民が言っているように、並行して使えるように、これからもってのは、本当に切実な願いではないかと私は思っております。マイナー辺倒ではなしに、どちらでも使えるようになってのは、一番国民にとって安心ではなからうかと思います。

さて、最後の質問になりますが、従来、国保税を滞納すると、だんだん滞納額はなかなか高齢者の方なんか特に、先ほど生活保護の話がありましたけども、そういう方々、国保税払うのは大変難しい。そういう方がどんどんと払えずに累積していくと大変な額になっていく。

前回、9月議会でしたか、決算審査の中でも、この滞納率が本当に高かったですね、国保税は。これいろんな要因があるかと思うんですが、払えなくて、例えば短期保険証が以前は発行されておりました。あなたは保険証ありませんよ、期間はこれだけですよという。それから保険証そのものが、没収といいますか、取り上げられて使えなくなってしまう。そういうことがあったんですが、かといってマイナカードを没収するわけにいかないんですよね。

一体、滞納が過ぎて多くなって払えなくなった場合は、どういう対応になるのか。そんなに多い例ではなからうかと思いますが、大変気になるところではあります。マイナ保険証になって、滞納の処置はどうなるのか。時間もありませんので、ちょっと手短にその辺を最後に伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） まず、滞納の状況ですが、令和6年度分として国保税を賦課し、出納閉鎖後に未納となった期数は1,561期で、未納率は4.01%、未納金額は3,191万3,079円で、令和6年度以前の滞納分と合わせると、滞納期数は9,812期、滞納額は1億9,313万1,999円となります。

国保税の滞納については、国保から社会保険への切り替わりや、他の市町村への転出など、国保の資格を喪失した場合に納付すべき国保税が残っていても納付しないケースも多い状況です。

督促状の発送数は、10月末現在で1,899件、発送を開始する6月からの5か月間で月平均380件ほどです。

令和6年12月2日より保険証が廃止となり、それに伴って短期保険証も廃止されたことから、令和7年度における保険証の返還や短期証の交付はありません。

滞納対策として、マイナ保険証を登録したマイナンバーカードの返還を求めることはできないため、特別な事情がない滞納者に対しては、医療機関を受診した場合、自己負担が10割となる特別療養費制度を適用しており、現在、市内でこの対象となっているのは8世帯9名です。

特別療養費の適用については、特別な事情がないにもかかわらず、1年以上国保税を滞納している世帯に対して、事前に指定期日までの保険税の納付、あるいは納付相談を求めるとともに、納付できない理由についての弁明の機会を与える通知を行っています。

その上で、何も連絡などがなく、滞納が解消できない世帯に対しては、特別療養費の適用を通知し、マイナ保険証を所持している方には、特別療養と記載された資格情報のお知らせを、マイナ保険証の利用登録がない方には、特別療養と記載された資格確認書を交付します。

また、マイナ保険証の資格データにも特別療養の情報が入力されるため、医療機関等でのマイナ保険証を利用して受付する場合でも、自己負担額が10割であることが医療機関等でも把握できるようになっております。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 本当に事務的には、これ大変な作業ではなからうか、作業といいますか、事務ではなからうかと思うんです。今伺ったように、累計では1億円を超える滞納がある。件数で言うと、督促状が1,800件も出さなきゃならない。それでも、なかなか納められることは少ないかと思うんですね。それほどにも、中には大変な方もいらっしゃるということです。

そんなことで、マイナになっても、依然としてこういう事態っていうのは、これによって改善されることはなかなかない。やっぱり今からも申し上げているように、健康保険に関する市民の国民の負担っていうのを下げなきゃならない。ここが一番の原点かと思います。

大変複雑怪奇なマイナ保険証への切替えの時期に当たって、やがては広く行き渡っていく、ある

いは使用されるようになるかもしれませんが、過渡期については、それなりの配慮をぜひともお願いをしたいということをもって質問を終わります。いろいろとありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、野田かつひこ議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時でありますので、よろしく願います。

(午前11時54分)

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 蓑 島 正 人 議 員

○議長（森藤文男） それでは、6番 蓑島正人議員の質問を許可いたします。

6番 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） 6番 蓑島正人です。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先週ちょっと風邪を引きまして声がおかしいので、すみませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、私の質問の大項目は、3件になります。

最初に、地域林業の持続的発展と成長産業化のために、小項目が2件です。

最初に小項目1、木質バイオマスの再導入チャレンジについて、市のお考えはについてですが、質問の内容を、木質バイオマス施設の整備による林業の成長産業化とさせていただいて、お尋ねしたいと思います。

11月の初めに、自民党岐阜県連政経セミナーで江崎知事から、バイオコークスを岐阜県で進めてみたらどうやというお話がありました。森林市である郡上市には、よい話かなと思って聞いたのを覚えております。

日本政府は、2050年カーボンニュートラルを宣言し、エネルギー、産業、森林吸収源の強化などを柱とした施策を進めています。国は再エネ電力だけでなく、地域の熱需要を再エネで賄うことが必要だとしており、木質バイオマスは地域分散型エネルギーの柱として評価されています。

郡上市でも、「脱炭素社会郡上」の実現に向け、2023年の5月に郡上市地球温暖化対策実行計画を策定しており、再生可能エネルギーの導入拡大や木質バイオマスの活用促進、地域循環共生圏の育成などが重要点として上げられています。

木材は植えて育てる、そして買って利用する、こういったことで循環利用が可能な資源です。ま

た、成長の過程で二酸化炭素を吸収していることから、燃やしても大気中の二酸化炭素の総量を増やさない、カーボンニュートラルなエネルギーとして考えられます。

郡上市は森林率約90%で、豊富な森林資源に恵まれた地域です。木質バイオマスの活用を進めることは、地域の主要な産業の一つである林業の活性化、そして脱炭素社会郡上の実現に大いに貢献するものです。

しかし、現時点では、木質バイオマスの活用が十分に進んでいるとは言えません。CO<sub>2</sub>排出削減、地域経済の活性化、また防災、森林吸収源強化を同時に実現する施策として、木質バイオマス施設の導入は大変有効であると考えられます。

これまでも、郡上市内でも木質バイオマスの導入については複数回検討が行われ、国への補助金申請もされてきましたが、残念ながら現実には至っていません。国の方針であるカーボンニュートラル、脱炭素を実現するためにも、改めて木質バイオマスの導入を進めていくことが求められる中で、現時点における市のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員の質問に答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

木材は品質ごとに、通直なA材、やや曲がったB材、そして割れや腐りあるC・D材に区分されますが、特定の品質の木材のみを生産することは難しい状況にあります。

こうしたことから、品質に応じて需要先がそれぞれ整備されており、郡上市産材は主にA材は長良川木材事業協同組合、B材は中津川市の森の合板協同組合、そして、C・D材は各地の製紙工場や木質バイオマス発電施設等へ流通しております。

新たに木質バイオマス施設を整備することは、林業の活性化のみならず、「脱炭素社会郡上」の実現に大いに貢献するものではありませんけれども、現在、余剰となっている木材はほぼないことから、木材生産量を増やす必要がございます。

一般的に木材生産量に占めるC・D材の割合は4割程度であることを勘案すると、木質バイオマス施設の需要量の2倍以上の木材を生産する必要があります。しかし、長良川木材事業協同組合に対し、市産材を安定供給できていない中で、新たに木質バイオマス施設に対応することは困難と考えております。

まずは、新たな集約化モデル事業ですとか、これまで大規模に取り組めていなかった森林づくりの基盤となります林道、作業道など路網の整備など、木材生産効率化をより一層進め、長良川木材事業協同組合への市産材の安定供給をまずは目指してまいります。

（6番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） ありがとうございます。私も思いますには、やはり人口減少下での林業の担い手が少なくなっている。そして、またバイオマス燃料に関しても、買取り価格が安くて市場では負けると、そういったことも現状では大変難しい問題だと思います。

また、今後の技術革新で、ただ新しい機械とか新しい考え方、またそういったシステムが出てくる、そういったことも考えられますし、山の管理ができない所有者が増える中では、今後、郡上市が管理する山、森林が増えると、そういったことも今後、郡上市が使える木材が増えると、そういったこと考えられるんじゃないかなと思います。

そういったことも一言加えながら、2つ目に移りたいと思います。

それでは次に、小項目2、北海道上川郡下川町への協力の要請についてでお尋ねします。

北海道上川郡下川町は、持続可能な地域循環型まちづくりが評価され、内閣府のSDGs未来都市に選定されている先進自治体です。下川町SDGs未来都市計画において、持続可能を実現する力——これは持続可能な森林経営です。また、人を引き寄せる力、そして地域資源を活用した新たな価値を創造する力、そして自立する力——これは経済・財政基盤のこの4つの力を伸ばすべく、事業を展開して見えます。

資料1をお願いします。

これは下川町の下川町役場で撮った写真なんですけども、上のほうにありますのが安倍晋三さんから頂いた何らかの賞状かな。その横にも環境関係の何かの書類やと思うんですけど、ちょっと写真の撮り方が悪くってあまり見えませんが、こういったものも大変頂いています。

その下の写真になりますけども、これは郡上おどりの免状ですか、こういったものが町長室に飾ってあります。これは多くの何かパートナーがあって、そういったパートナーとともにSDGsを使って町を活性化しようとしている、そういったことになるんですが。

下川町は、こういった先進的な取組を行う中で培われた多岐にわたる知識や高度な専門性を有しております。事業に取り組むプロセスにおいても、行政、町民、事業者が一体となって実現していき、その知識や経験が郡上市にとって非常に参考になる知見だと考えます。

郡上市とはこれまでも交流があり、高鷲町とは合併前からの長年にわたる関係性が築かれています。そこで、下川町にまちづくりへの協力要請を正式に行い、職員派遣など人事交流を通して、郡上市に事業の立ち上げから実行まで伴走支援を受けて、持続可能な地域循環型まちづくりに取り組むことを提案したいと思います。

外部の先進自治体のノウハウを取り入れてまちづくりを進めることは、事業の成功の可能性を高める上でも非常に効果的な手法だと考えます。また、持続可能な郡上、これを実現する上でも大きな前進になると考えます。市として、このような協力要請をすることをどのようにお考えになるか、

お伺いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 下川町の現状と、そして、郡上市の思いを述べさせていただきます。

議員御存じのように、下川町は地域の基盤である森林資源を生かし、経済、社会、環境の3側面を統合的に解決するSDGs未来都市計画を策定されました。森林を60年で計画的に伐採・植栽し、毎年50ヘクタールずつを資源循環させる、いわゆる法正林を確立しています。

伐採後の未利用材をバイオマスボイラーの原料として活用し、エネルギー関連費が地域内でお金が循環する仕組みを構築しておられます。木質バイオマスボイラーを公共施設、役場であるとか、学校、病院、温泉などに入れ、また集合住宅にも導入しておられます。

これにより、公共施設全体の熱需要の多くを森林バイオマスで賄い、重油などの化石燃料使用とCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減し、脱炭素化を促進されております。さらにはボイラーの余剰熱を利用し、通年稼働の菌床シイタケ栽培、またイチゴの栽培も行っておられます。エネルギーが地域の新特産品づくりと雇用創出に結びつけておられる状況です。

老朽化が進んだ町営住宅をバイオマス熱供給付きの集合住宅に建て替え、高齢者が多い集落をエネルギー自給型のバリアフリーコミュニティと再生させております。住宅は屋内の共用廊下で郵便局や住民センターと結ばれ、冬季の除雪負担を解消し、住民同士の交流と見守りも促進しています。都市企業や大学など町外の多様なステークホルダーと連携し、技術の導入や資金調達を促進することで、地域課題解決とSDGsの達成に資するプロジェクトを推進しておられます。

これら下川町の試みは、町民が各地域の中心部にそれぞれ集まって住むというスモールコミュニティづくりができているためであり、郡上市はまだそこまでは至っていないというのが現状でございます。

御質問の人事交流につきましては、例えば年度を単位とした長期に及ぶ職員の相互派遣のような交流は現時点ではまだ考えておりません。ただし、参考となる取組につきましては、本市職員が先方を訪問したり、また先方から職員にお越しいただき、勉強会を開催したりするなど、短期的な行き来はこれから十分考えられると思っています。

また、下川町は、昭和29年の洞爺丸台風による公有林の風倒木災害をばねとして、森林の徹底した活用に努めてこられたそうです。その中で、総務省や内閣府、環境省など国の機関のほか、道への機関などへの職員の派遣により、先進的な取組や補助制度などを積極的に把握し、それを町政に生かしておられます。

先進的なまちづくりをしていくためには、様々な制度を活用しつつ進めていくことが現実的であることから、下川町のように国へ職員を派遣し、国とのパイプをつなぎつつ、情報収集を行いなが

ら進めていくといったことが有効と考えており、今後、当市の職員が充足される状況に至った場合は、ぜひ検討していきたいと考えています。

豊富な森林資源を有するといった面では、本市も同じ状況であり、見習うべき点がたくさんあります。現段階では、具体的な内容で協力要請をすることは考えておりませんが、下川町とは交流を続けているので、様々な機会に情報提供をいただきつつ、よいところを今後の市政に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6番(蓑島正人) ありがとうございます。下川町は……。

○議長(森藤文男) 蓑島議員、マイクを。

○6番(蓑島正人) すみませんでした。下川町は、2017年第1回ジャパンSDGsアワードで内閣総理大臣賞を受賞しまして、SDGsを取り入れて地域づくり、まちづくりを行っているところです。

そこで様々なパートナーとかも得ておりまして、吉本興業や日経、外務省や朝日新聞、様々な企業、またそういったパートナー、そういったものを得ております。こういったことは、今後の郡上市にも大変必要なことだなと思います。どうかそういったことも勘案されまして、よい方向に進みをお願いしたいと思います。

続きまして、大項目の2番、副市長2人体制によって得られた利点についてで、小項目1、副市長2人体制になり、現状の郡上市政にどのような利益を生んでいるのかでお尋ねいたします。

山川市政が発足して1年8か月が経過しました。この間、国政においては、岸田文雄総理大臣から石破茂総理、そして女性初の総理大臣となります高市早苗総理大臣と、3度の総裁選を経て政権が移行し、そして日本全体を取り巻く政治環境も本当に大きく変化しました。

こうした情勢の中、山川市長は人口減少下における若い世代の増加策、既存事業の見直し、さらには財政の立て直しなど、郡上市の未来を見据えた重要な施策を進めておられます。その市政運営を支える柱として、乾副市長、置田副市長のお二人が、市長がトップセールスや中央への陳情等で不在となる名代として、市政の実務を担ってみえました。

市民の皆様からは、よくやっているという評価の声から厳しい意見に至るまで、様々な御意見を聞いております。だからこそ、市民の理解を深めるためにも、副市長2人体制が現在の郡上市政にどのような利益や効果をもたらしているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

山川市長。

○市長(山川弘保) それでは、副市長2人体制につきまして、私から述べさせていただきます。

郡上市は合併して20年が経過しました。その中で、合併は何のために行ったのか、この命題が日が過ぎるとともに曖昧になってきたと考えています。これまで総合計画や適正配置計画が作成されてきましたが、計画あれど進まず、この状態であったと私は考えています。

毎年、住民からの事業要求は増えるばかりであります。今の社会に合った事業を行うためには、今の社会に合わない事業は閉じていく必要があります。これには市民の御理解を得ることはもちろん、多くの時間と労力を必要としますが、同時に市長の指示を正確に把握し、職員に周知・指導をしていただく、そういったことをスピード感を持って取り組む必要があります。

つまり、行政改革と現在の収縮する社会に向かっている、この郡上市の新しい事業をどう閉じ、どう展開するかという役割を果たすために、矢継ぎ早に出します、私市長の指示を副市長2人が捉え、それを各部へ伝え、市役所を動かしていくということが必要だと考えます。

この1年半の間に、市の巨大事業であった単独運営のクリーンセンター建設、また企業誘致の見通しのつかない大矢元工業団地の造成、将来の見込み数よりはるかに規模の大きな偕楽園建設の圧縮、今世紀のうちに開通の見通しが立たない郵便坂道路の建設など大型事業の見直しで、概算ではございますが、100億円以上の将来負担を圧縮したと考えています。

前向きな新しい事業としては、若者の世代の育成、また地縁団体に協力を得るような住民自治をしっかりと足をつけて進める、こういった今までとは異なった事業を速やかに展開していくためには、市役所内の各部や市内各地区の調整が必要であり、1人の市長と1人の副市長というこれまでの体制では、これほどのスピード感では成し遂げられなかったのではないかと私は考えています。

私も今年になって中央省庁へ回るため、上京することが極端に増えています。内政を担当するためには、2人の副市長がよく機能していると考えています。市長の動静がSNSで発信され続けていることもあり、副市長の動きが見えにくいこともございますが、この1年半は十分な動きであったと私は評価しております。

副市長2人体制に対する御意見は、議員御指摘のように厳しい意見が私のところにも届いております。1人のところを2人にする、つまり人件費の増があるのではないかという、こういった御意見がございます。

郡上市の財政が厳しいと、財政再建が必要だと言わなければならない私の立場上、この本議会でも市長給与の20%カット、副市長2人のそれぞれ15%カット、また教育長には今回全くそういったことはございませんが、10%カットをお願いし、合計で60%の人件費カットを特別職で行っていることも皆様にお伝えしたいところです。

こういう中ではございますが、今、郡上市はスピード感を持ってやらなければならない、私が市長就任になったときにお話しした言葉です。まずは、これまでの合併の意味をしっかりと考え、20年間にまだまだ解決しなければならなかった山積みの先送り課題を解決していくことに注力してい

たいと考えております。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6番(蓑島正人) 大変丁寧な御説明ありがとうございました。私も実質見えないほうの部類に入る人間だと思います。特に市役所の中におられる方には、例えばどこどこへ夜行って調整したとか、どこどこへ行ったって会社の人と話をしたとか、そういったことは分かるんでしょうけども、市民や議員にはあまり見えません。見えないところは、こういつて聞くしかないもんですから、今回お話を聞かせていただきましたけども、本当に大変だと思います。市長の代わりというのは本当に大変なんだろう。責任も重いです。

そういったことを思うと、今からもこういったことをお話していただいて、市民やこういった議員にも説明していただけたら、一番それがよいのではないかと本当に思います。

先ほどもお話があったとおり、やっぱり事業はどんどん進めたけども止まっていないと。そういった中で大変財政が厳しい中、100億円ほどの将来に残すことを止められたということは大変意義のあることだと私は思います。どうか頑張ってくださいと思います。

それで、この質問のほうを終わらして、大項目の3、高鷲北部へのランドマークホテル誘致について、小項目1、高鷲北部エリアにランドマークとなるブランドホテル誘致についてでお尋ねいたします。

郡上市高鷲のひるがの地域には大きなツアーホテルがなく、イベントやツアー関係者の団体利用の際には受入れが難しくなることもあり、他の宿泊施設へと流出してしまう状況が出たりしています。

資料2をお願いします。

これは、ひるがの地区にあります、一番大きいんじゃないかなと思うホテルですが、リゾートトラストが初めて造ったホテルになります「サンメンバーズひるがの」というホテルになります。このホテルはメンバーズのホテルになりますんで、ツアーホテル、一般客が使うようなホテルではないんですけども、こういったホテルもこの地区にはあります。

こういったひるがの高原エリアには、市内でも際立った観光ポテンシャルと優れた地理的条件を備えています。ひるがの高原スマートインターチェンジやサービスエリアの整備により、中京圏・関西圏・北陸圏からのアクセス、高速道路なども大変大幅に道がよくなりまして、そしてサービスエリアの高い利用実績からも、この地域には強い集客力が存在していることが確認できます。

また、高原リゾートとしての質の高さも大きな魅力です。四季折々の美しい景観や広大な自然環境、スキー場や牧歌の里といった特色ある観光資源、さらには避暑地としての評価の高まりやワー

ケーションや教育旅行に適した環境など、ひるがの高原には国内外の観光客にアピールして客を得る魅力がたくさんあります。これらの要素は、滞在型リゾートとしての発展の可能性を十分に示していると言えます。

このエリアにランドマークとなるブランドホテルが誘致されれば、今後のイベントや様々な大会の宿泊を受け入れることが強化されることはもちろん、インバウンド観光の中継拠点としての役割も高まり、市外への宿泊流出を防ぐ効果が期待できます。宿泊滞在が市内で完結することで観光消費が増大し、地域経済の活性化や雇用の創出にもつながり、市全体への波及効果は大きいと考えます。

また、観光の核となる拠点、ひるがの高原に形成されることで郡上市全体への回遊が促進され、観光戦略の底上げにも寄与すると思います。特に近年増加しています白川郷や高山市への外国人観光客の動向を踏まえると、ひるがの高原がその移動ルート上に位置している、これは大きな利点であり、適切な宿泊施設さえ整えば、確実に需要を取り込める地域であると考えます。

以上の点を踏まえまして、本市としてひるがの地域へのブランドツアーホテル誘致に向けて御検討を進めるお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 蓑島議員からのひるがの高原地域を含めました、高鷲北部エリアにおきますランドマークホテルに関する質問について答弁させていただきます。

初めに、現在の高鷲地域の観光について御説明します。

高鷲地域には、6つのスキー場や牧歌の里、キャンプ場やアウトドア体験施設がありまして、そのほかにも吠高原スポーツパークでのスポーツ大会や合宿への対応など多くの観光資源があり、季節を問わず年間を通じた高い集客力を持っていると認識しております。

また、宿泊施設としましては、ホテルや民宿、コテージなど約60施設あり、令和6年の統計においては延べ約20万人の宿泊客数があり、年間及び全ての月で、市内7地域の中で最も多い宿泊数となっております。

そこで、議員のおっしゃられるブランドホテルの誘致についてになりますが、まず初めに、誘致することのメリットについて申し上げたいと思います。

市内には大和地域におきます事例のとおり、ホテルブランドは新たな顧客として、郡上市にこれまで訪れることのなかった方々が、あのホテルがある観光地へ行ってみたいという意識が高められ、観光地としての認知度の向上、そこからの集客増への波及効果の可能性があろうかというふうに思っております。

大和地域の事例によりますと、宿泊することによる滞在時間の増加から、宿泊客が近隣の飲食店

等へ訪れられており、これによる地域への経済波及効果も大きいものと考えられます。これらのことから、ホテル誘致による観光消費が促進されるのではないかと考えます。

そこで、ホテル誘致に対する市の考え方となりますが、先ほど申し上げましたとおり、高鷲地域には既に多くの宿泊施設があり、多くの宿泊される方がお見えになります。新たな資本・施設を誘致するためには、地元事業者の方々の思いや意見の確認が必要であり、併せて既存事業者への好影響や相乗効果をもたらす誘致戦略の構築、合意形成が必要と考えられます。

具体的には、市内には民宿やコテージが多いですが、こういった施設に宿泊される客層とは異なる方々を呼び込めるようなホテルが必要と考えられます。これにより、既存事業者への悪影響を少なくし、新規顧客の獲得につながるのではないかと考えます。

このようなホテル誘致には、当該ホテル事業者が立地する地域への貢献意識を持たれていることが重要です。一事例としまして、北海道のニセコ地域におきましては、外国資本による大型ホテルの開発が進む一方で、住民の生活環境や観光集中による交通渋滞、騒音、景観への影響が問題視されているようです。

郡上市の状況や観光戦略への協力姿勢を持った企業を受け入れていく必要があるかと思えます。

なお、隣市の高山市においては、国内外の知名度の高いホテルが次々と建設されております。その反面、郡上市においては、こういった状況にならないのは、客観的に見まして、年間を通じた集客ができるリゾートとして認識されていないのではないかと考えます。

そのため、まずは魅力ある観光資源の開発や積極的なプロモーションを実施していくことにより、来訪者の増加に努め、そこから投資意欲を高めていく取組を進めていくことが必要と考えます。

現状としましては、誘致以前に、このような問題に取り組んでいくことが必要であり、郡上市の観光における潜在力を生かし広めていくことで、結果としてホテル誘致につながっていくのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6番(蓑島正人) 答弁ありがとうございました。郡上市の中でも大変宿泊の多いということをお聞きしまして、少し納得するところではありますが、高山を見ますと、大変観光ホテル、観光客、また遊ぶところも多いです。特に少ないのは、郡上の場合、温泉地が少ないと。

そういったことは少し問題かなとは思いますが、そこは今後どうするか、いろいろ考えを出させていただきまして、郡上市としてこういったことに取り組んでいただき、また、このお話のことをいただいたのは、ひるがの地区の若い、そういったホテルを経営する方々から少しお話をいただきまして、そういったホテルがあるということで、すごい相乗効果が出るんじゃないかということ

を言われまして、このような質問をさせていただきました。

どうかそういったことも酌んでいただきまして、今後、郡上市が、先ほど言われるような地元の意識の調整、あるいは観光施設、またはお客様をどのようにして呼べるかということから、いろいろ詰めていただいて、またそういった大きな名前のある、ブランドのあるホテルを呼べることができれば、宿泊地としても、また白川郷や高山にも負けないんじゃないかなと、そういったことは思っております。どうかそういったことも踏まえまして、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、6番 蓑島、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、蓑島正人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。

(午後 1時38分)

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

---

#### ◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員の質問を許可いたします。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） それでは、通告に沿って、早速質問に入らせていただきます。今回、質問3つ用意をさせていただきました。できるだけ簡潔にしながら、答弁も含めた時間割を、自分としてはおおむね10分、15分、15分と、こんなことを見込んでおりますので、よろしくお願ひをいたします。

1問目でございます。今年の5月、市への贈呈式が行われました、大垣共立銀行様の元八幡支店の活用についてお尋ねをいたします。

ここは八幡地域でも中心市街地に位置し、旧庁舎記念館とその前の広場に隣接し、郡上おどり発祥祭やふるさとまつりなどのイベントにおきましてもメイン会場になるなど、その位置と建物外観が、踊りのまち、あるいは城下町郡上八幡にとりまして、大きな価値があるというふうに思っております。

写真を一昨日撮ってきましたので、御覧をいただきたいと思いますが、3枚用意をしました。今回の御寄附の意義も、大垣共立銀行様がこの資産を公共的活用によって、さらなる地域振興に資するようにとお考えになられたものと私は受け止めておりますが、感謝せずにはられません。

御寄附の意図、あるいは受領の意義を踏まえ、これまでの間は、今後の利活用へ向けて現状調査や、地区自治会、地区会はじめ、関係団体の御意向を把握されたり、いろいろな調査を行われたこ

と思います。ホームページで見ましたところでは、PPPあるいはPFI、そういうことに関しまして国土交通省のサウンディング、こういうことも取り入れられたようであります。

これまでの取組につきまして、簡潔に担当部長から御説明をお願いいたします。

○議長（森藤文男） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えを申し上げます。

まず、令和7年1月中旬から下旬にかけて、郡上八幡観光協会や商工会八幡支部、八幡地域協議会、施設周辺の自治会、地区発展会など15の団体・組織から、市街地における現在の課題、活性化のために必要な機能や設備などについて意見聴取を行っております。

この際の御意見として、踊りシーズン以外での観光客誘致や空き家増加への対応、若年層の定着に向けた施策の必要性や観光客向けの駐車場不足、高齢者の移動手段に関する問題などが上げられております。

また、今後の活用に関しては、郡上おどりの拠点、具体的には観覧席の設置や資料館の整備、ワークショップや交流会を開催できる場所などのアイデアのほか、観光案内所や特産品の販売所、多世代交流施設やチャレンジショップ、コンビニや道の駅のような機能をといった案もいただいております。

本年の夏には、前年度の各種団体・組織からいただいた御意見を参考に、今度は市街地の住民の皆様にご意見を伺うことを検討いたしました。現在の建物を活用するのもしないのか、まずはこの前提を示さずにして意見を聞いても意味がないとの判断に至りまして、11月21日に御紹介のあった国土交通省が開催する官民連携事業の推進のための官民対話、サウンディングに参加をすることといたしました。

このサウンディングは国土交通省が毎年開催をしているもので、事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して自治体と民間企業とのウェブによる直接の対話により、民間企業の意見や提案を受けることで、事業検討を進展させるための情報収集を目的とするものでございます。

今回のサウンディングでは、全国の11社の企業から御意見等をいただきました。そのうち幾つかの企業は、後日、施設を確認するため、実際にお越しになられております。現在は、実現性の高い事業計画となるよう、それらの意見をまとめているところでございます。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。この土地建物を郡上市が受領したということは、

郡上市が事業主体となって資産活用を図ると、こういうことになるものと受け止めております。

民間委託をするのであれば、初めから、市としてはお受けしない選択もあったと思いますが、市長がお受けになったこの経緯があり、今後の利活用はどんな方向でと考えておられるのでしょうか。

ちなみに、贈呈式のすぐ後に、SNSで紹介をされました市長の言葉をちょっと読んでみたいと思います。「八幡支店の移転に伴い、郡上おどりのメイン会場、旧庁舎記念館に隣接する支店建物と敷地を市の発展のために、大垣共立銀行様から御寄附を頂きました。市内の一等地です。観光振興、これとともに、郡上市の未来を担ってくれる若者の発信拠点となるように活用をさせていただきます。」こういうコメントが入っておりました。

これらのビジョン、そして実現へ向けての見通し、またタイムスケジュールも含めて、市長さんから直接伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 現在、郡上八幡の市街地におきまして、市が受領、もしくは所有していた行政財産としては、郡上八幡楽藝館、また郡上八幡町屋敷越前屋、郡上八幡まちなみ交流館、郡上市歴史資料館があり、このほかにも郡上八幡産業振興公社で管理運営していただいております郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡城下町プラザ、郡上八幡博覧館といった施設がございますが、今回、御寄附をいただいた施設の活用につきましては、これらと重複した機能を持たないようにしなければならぬと考えています。

これらの施設につきましては、実際に住んでおられます住民の皆様の市街地内の施設の各機能を考慮した御意見を踏まえて、今後、時間をかけてでも活用方法を模索していく必要があると考えます。

また、民間企業の活力、ノウハウも十分活用して取り組みたいと考えており、さきに議員から御説明のありました国土交通省が開催いたしましたサウンディングに参加させていただいておるところです。

このように、市街地内の施設との関係、住民の皆様の御意見、民間企業の協力、これらについて十分皆様の考えを踏まえ、検討しながら、多くの方に御納得いただける方向を見いだしたいと考えています。

今ほど議員のほうから、私の発信しましたSNSの内容を読み上げていただきました。私としては、やはり観光のまち郡上八幡ということを外すことはできないと考えています。

そういった中で、先ほど申しましたように、機能が重複するという点では、すぐ隣の旧庁舎、これも観光の大きな目玉として、やはり中心街の重要な役割を担っておりますので、そういったものが重複してしまつては、旧庁舎記念館というものの価値もまた薄れる可能性もございます。

そういった意味では、これから、これまでのように市が頂いた、受領したものではございますが、その主体となって、ああする、こうするというのを、施設の活用を推進していくということではなく、先ほどもありました、官民連携のPFI事業といったものも今後取り入れて、民間企業による整備とか運営ということも、一つの大きな方法であるということは考えていきたいと思っています。

大まかなスケジュール感としましては、今年度内のサウンディングでいただいた意見をまとめ、それを踏まえた市民調査を来年度前半には実施し、その後、実施方針を固めたいと考えています。

ビジョンにつきまして、今回、市長自ら、この方向のものをやるということは差し控えています。各部署にもそれは伝えておりません。市長が方向を示してしまうと、そこに流れてしまう危険性もありますので、まずは住民の方、そしてサウンディングの、また多くの市内民間企業の皆様からお話をいただいた上で最終的に判断ということに今回はしたいと思っておりますので、どうか御了解いただきたいと思います。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） 市長のお話をもっともだというふうに思います。

しかし、長い時間をかけてというとな長くなりますので、せつかくの場所を日々日々人口も減っていくような状況の中でせつかくの、市長も言われる一等地、これをいかに生かすかと。それ寄贈された企業様に対しても、しっかりそれに対応していくことだと思いますので、今言われたような方向で結構だと思いますけれども、ぜひお取組を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2問目ですけれども、報道では真水で21.3兆円と、こう言われております、高市内閣の経済対策についてであります。

高市内閣は、11月12日の報道でしたけれども、これ新聞で見たんですけれども、地方創生を推進する新たな地域未来戦略本部設置ということを決定されたと。その目的は、地場産業の付加価値向上、販路拡大、地方で世界をリードする先端技術・ビジネスをつくり出すと。こういう非常に我々が日頃待ち望んでいるような地方振興の対策が、その中に含まれているのではないかとというふうに期待を持った次第であります。

その報道から既に1か月経てきております。今般の12月議会の郡上市補正予算、その中に少しそういうものは、自分としては出てくるかなと思いましたが、まだこれからなんだなということで受け止めております。

資料を添付したものを出していただきたいんですが、これ11月21日に内閣広報室のほうから発表

されておる、ホームページに掲載されているデータであります。大まかな今回の経済対策の柱と規模が出ておりますが、この2枚目のほうを御覧いただきますと、様々な地方に係る対策の柱というものが出てくるわけであります。

先ほど申し上げた地域未来戦略本部、こういうことの働きで、様々な重点支援地方交付金を生かしてやっていこうというふうなことが出ておまして、ぜひ私、山川市長さんには様々なリーディングメニュー、それを郡上市がいち早く、国との御相談の中で獲得をしていただいて、日本で最も進んだ取組として、郡上市がこの経済対策をものにしていただきたいと、こう思っているわけであります。

この2枚目の表の下側の左側にもありますけれども、生活の安全保障・物価高への対応の中では、医療、介護、障がい者施設、障がい福祉への経営支援も明言をされております。

ちょうど6月議会で市長が決断をされて、非常に市内で関係の皆様が助かったと言われておりましたが、まさにそういう分野における経営支援、これを重点支援交付金、この中にもありました。そして、重点支援交付金の中にはプレミアム商品券、あるいは、この頃ニュースでよく見るおこめ券なんかも、こうした対策の中には一つのメニューとして出てはいると、こういうことでありまして、市民の皆さんの反応としては、既にニュースで聞いてみえるもんですから、プレミアム商品券が年末に出るかっていうような声も実は聞かせていただきました。

かつてプレミアム商品券、いろいろと好評な面もありましたし、地場で物を買う、そういうものを高めていくというふうな効果もあったのではないかと思います。職員の手間が非常に大きくなるということにつきましては、その手当も必要だというふうに思いますけれども、こうしたことは現時点で既に検討をされておられると私は思っておりますが、ぜひ郡上市を活気づけて産業を強化して、そして福祉・医療の市民生活を応援する対策が期待をされております。

今後見込まれる、この国資金を活用して行われる郡上市の経済対策と、こういうものの一つの考え方、方向性につきまして、市長さんから御答弁いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ありがとうございます。

それでは、地域未来戦略本部、また重点支援の地方交付金の2つに分けてお話をさせていただきます。

地域未来戦略本部、高市内閣が11月11日に設置したことに始まったものでございます。これは世界をリードする技術やビジネスといったような、郡上市にはちょっと当てはまらないような大きな大項目と、また、そうではなくて、地場産業の付加価値向上、販路開拓を強力に支援するといった、

この後段の目的、こちらは郡上市では取り入れることができると考え、今、検討している最中でございます。

現在、事業の大枠は公表されてはいますが、詳細な部分につきましては、国のほうで政府の発表を待つこととなりますので、現段階では補正予算として上げてはおりません。

リーディングメニューの中で、地場産業の付加価値向上、販路開拓という点になりますが、第1次産業で言いますと、先ほどもお話がございました郡上の鮎、これは今、海外の輸出も含め、郡上の中でそれを探っている動きもございます。

また、余剰圃場があります。これを再整備することによる、ひるがの高原だいこん、これの10億円産業への目標を掲げていくということも、今後可能になるかもしれません。

また、今年の大雪で離農が始まりました石徹白地区ハウレンソウ、こういったことにつきましても復活ができないか、今後模索していくことは必要だと思っております。

さらに、地域課題の解決という点で、人口減少、高齢化といったことが郡上にはございますので、現在、県北西部医療センターで導入を進めております医療Ma a Sの推進、またA Iを活用した公共ライドシェアの導入などは、郡上にとっても必要な事項と考えておりますので、今後検討を要することです。

また、人材の確保から、大学などの高等教育機関と連携した地元企業、また高校生とそういうところの交流会、勉強会を通じた人事交流などを通じて、これから新しいイノベーションといったものを郡上に持ち込むという事業は、ぜひ積極的に支援していきたいと考えておりますので、これも研究を進めてまいります。

また、これまでの継続といたしまして、国際的なスノーリゾート形成につきましては、隣の高山市と話を進め協力し、さらに大きなスノーリゾート形成ができないかということも、これから郡上市にとっての大変重要な課題でございますので、これも協力関係を進めるべく、前向きに検討を進めます。

そのほかでは、中部縦貫が白鳥に結節する3年後を見据えた白鳥振興策としての白山信仰のこの道、美濃禅定道をどう活用していくかということは大きな課題でございますので、これも皆様とともに考えてまいりたいと思っております。

次に、物価高騰の対応につきましてですが、重点支援地方交付金におきましては、議員御指摘のように、電子クーポン、おこめ券、食品の現物給付等々、学校の給食費、さらには水道料の支援や中小企業、医療・介護・学校などのメニューが示されております。まだ、これも郡上市にどれだけの交付金があるかがはっきり確定しておりませんので、具体的にこの政策ということは今申し上げることができませんが、庁内では検討を進めております。

現在の大きな形で申しますと、やはりやりやすいというものにつきましては、水道料金という

ものがございます。そのほかにも生活必需品というのは、これは別枠での事業となっておりますので、こういったことをいかに早く支給するか、支援するかということも迅速さをこれから求められるところでありますので、前倒しして検討を進めていきたいと考えています。

事業者への支援につきましては、賃上げ環境、また中小企業、農林水産業、医療、介護、学校、こういったところにつきましても、メニューを今検討しておりますので、できるだけ速やかに皆様にお知らせしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。恐らく国の役人、自分が立場だとすると、高市内閣で言われている地域未来戦略本部のこのメニューの中で、日本のどこかの地方自治体が非常にいい成功をしてくれたという事業をモデルとしてやりたいですね。そのことによって、その地域は確かに一つの事例として成功事例をつくるし、国としても、そのことによって皆さんに模範例として示していけると。

ですから、今回は市長も本当に東京へ足しげく通って見えるので、申し訳ないけど、そのついでに、そこの戦略本部へ行かれて、他の都市がやっていることと一緒にことをしておっては取れないので、これは、もう一人ぐらい部長を連れて、1週間ぐらい泊らせて、そこで徹底的にその事業を構築すると、1番にリーディングプロジェクトを郡上市がもらおうと。そういうふうなことが、一つの目玉になっていくのではないかと思います。

ただ、市民の皆さんが喜ばれる基本的な生活支援とか、市長がいろいろ言われた様々な分野のことは、これは全体の中で当然大いに引き出していただいて、これは効果あるようにやってもらいたいと思いますが、プラス、やっぱり郡上市がきらりと全国に光って、そして効果があって、そして、いつも市長が言われる、これからの郡上を引っ張ってくれる若者たちが、これで一つ俺たちも夢が持てると、これやっついこうと。こういうふうなものを何か1つ引き出していただくとありがたいのではないかなと。

これ難しい話だと思いますし、簡単なことではありませんし、しかしながら、そういうお取組をしていくってことは、今非常に大事だというふうに思いますので、そんなようなことを大いに期待をして、ぜひ頑張ってくださいたいし、我々もいろんな提言をしていきたいと、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

3つ目は、ケーブルテレビ、民間移行の基本的考え方についてお伺いをします。

添付資料を出してもらえますか。これはプロポーザル審査会のことを私は触れるつもりはありません。その前にケーブルテレビ、この郡上の事業を民間移行していくということの基本方針という

この確認を、まずさせていただきたいと、こういうことであります。

郡上市におきましては、平成16年前後、この合併前後に大変大きな国庫補助事業、大事業を実施しまして、難視聴区域や情報格差の解消、あるいは市民生活の向上等を目的に、八幡のINGエリアっていうところを除く郡上市の一部地域というか、大半の旧八幡地域を除く旧6町村地域になるわけですが、地上デジタル放送の再送信やBS・CS放送、あるいは自主放送、インターネットなど、情報通信サービスをその事業によって提供をしていくと、こういう取組ができたわけがあります。

ケーブルテレビ事業というのは、当初は市の直轄直営でありました。市の職員も人事異動で急にテレビスタジオに入って、その仕事をしたり、専門性がないのに通信の仕事に就かなければいけないと。そういうふうな時代もあったわけでありまして、平成25年でしたか、指定管理者制度が導入されて、それに向けて郡上ネット、こういう株式会社をつくって、それが指定管理者として郡上市に代わって受けていただく。専門性のある社員が、そのサービスをどんどん高めていただけると。

こういうふうな、当時としては、指定管理者制度を精いっぱい使って、よりよい形をつくろうとしてきたということであると思います。

この指定管理者は、市が主導した形で会社設立でありました。株式会社郡上ネット、これの出資割合を見ますと、市内の電気事業者の皆さん、これが一番大きい。これは言ってみれば市民の皆さんでもありますね。この代表が、ネットワークサービスという会社が郡上でありまして、言わばケーブルテレビ事業の様々な現場の仕事もしてくださっておったわけですが、このネットワークサービスが最大の45%の株主となると。

それから、郡上市もしっかりそこにコミットしていきますよということで、25%郡上市は株主となると。それから、八幡エリアの株式会社インフォメーションネットワーク郡上八幡、これも郡上市内でいけば連携をしていくという目的。

それから、当時、多チャンネルでお世話になっておりましたシーシーエヌ、ここがそれぞれ15%の株を持っていただくような形で、この4者が、言わば当時としてはベストミックスといえますか、いい形で出資、そして役員、執行体制をつくっていただいて、これが出発をしたということになります。

まさに市民参画であり、公的基盤の安全といいますか、それを支持する公的部分、そして民間的経営、それから外部の大手も参与すると。

そして、大事なことは、当時市内で2つのケーブルテレビ事業があったわけですね。INGさんという八幡エリアがありましたから、その以外のところをドーナツ上で、この郡上ネットがケーブルテレビ事業を持つということですから、郡上市内に2つの事業者が存在すると。ドーナツの外

側の事業主は郡上市ですけれども、そういう形の中で出発をしていると。

しかしながら、その郡上ネットにINGさんも参画されることによって、自主番組の相互乗り入れとか、あるいは様々な提携事業が進むという方向は、その当時できた、こういうことでありまして、非常に大きな課題であった、この2つの、言わば事業者が提携し、お互いに力を足し合うと。こういうふうな形が株式会社郡上ネットであったと、私はそういうふうに捉えております。

こういうことを、もししかしながらうまくいかないと、2つのテレビ事業者がありますから、そこではサービスの格差が郡上の中で起きます。公的基金、公金を投入するに当たって、郡上の外側ばかりに投入すれば、INGでやられているところは自前の受信者の負担だけで事が行われるということになるという、公金投入に対する格差の問題、これも当時言われていたことであります。

経費削減や高度サービス提供の意義からも、市内の2つのケーブルテレビ事業の提携ということが大きな課題であったわけでありまして。今回の民間移行の中でも、引き続きこの観点を持って改革に当たっていただくことが重要なのではないかと、これが1つです。

それから、もう一つは、次の添付資料をお願いいたします。

これは市独自の、これ議員発議の条例なんですけれども、産業維持発展を目指した「みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」です。これは、まさに前文に書いてありますように、市民がふるさと郡上に誇りを持ち、将来にわたり、これからも安心して暮らし続けていくためには、産業の維持発展が極めて重要であると。そういうことについて、市がそのことへ向かって、市民のあるいは事業者とともに、そういうことを進めていくんだと。こういうことでありまして、この条文を見ると、非常に細かく事業者に対する市の在り方というものを、ここに条例化して宣言をしておるということでもあります。

ただ、私自身が先ほど出てきた基本方針を見る限りで、あるいはその詳細を見る限り、どうしてもこの郡上市からケーブルテレビ事業というものを外していくという、市の負担を減らすということに力点が非常に入っているように感じて見ました。

しかしながら、私は改めてこの条例というのは、郡上市の条例として今あるわけですから、この条例の立場をしっかりと実現をしていくと。これが2つ目の視点ということで、ぜひ先ほどの1点目、ただいまの2つ目につきまして、担当の副市長さんから御答弁をいただきたいと。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

置田副市長。

○副市長（置田優一） 議員御指摘のとおり、これまでの郡上ケーブルテレビの指定管理運営におきましては、郡上市をはじめ、地元通信事業者や市外大手ケーブルテレビ事業者など4者の連携、議員が言われる外部ベストミックスによりまして、市内全域への一体的な情報提供が実現できたとい

うふうに認識しておりますし、今後の民間移行に向けましても、地域との連携、そして市民への一体的な情報提供という視点は極めて重要であるというふうに考えております。

現在、民営化の候補者として検討しましたシーシーエヌ株式会社と民営化に向けた協議を進めておりますが、このシーシーエヌ株式会社は岐阜市に本社があるケーブルテレビ運営会社で、岐阜県内の12市町を対象エリアとしています。

タブレットにシーシーエヌのサービスエリア図をお示しをしないと。岐阜県では一番大きなケーブルテレビ局でありまして、今年7月末現在の接続世帯数は13万3,000世帯となっております。

シーシーエヌ株式会社のケーブルテレビ事業民営化の実績としましては、最近では、令和4年に山県市、平和5年に下呂市においての実績があります。県内では民営化がどんどん進んでおりまして、自治体が運営を行っているのは、東白川村の東白川ケーブルテレビと郡上ケーブルテレビ、2局のみとなっております。

そして、今回民営化に向けた協議の中では、次の2点を重要な条件として話し合いを進めております。

1点目は、市内のもう一つのケーブルテレビ事業者でありますING——インフォメーションネットワーク郡上八幡との連携です。事業者が異なっても、市内全域で同じ行政情報やまちの話題が共有できるように、番組の相互乗り入れや協力体制を維持・発展させる方向で調整をしていきたいと考えています。

2点目は、これまでの実績を持つ株式会社郡上ネットとの協力関係になります。移行期間中はもちろん、移行後も円滑なサービスが提供できるように、郡上市内の地理特性を熟知し、地元ならではの知見を有している郡上ネットとの連携を図っていく、そうした計画でございます。

ケーブルテレビを取り巻く環境の変化は、スピードが速くて技術革新もどんどん進んでいます。民間事業者の資金力、ノウハウを最大限に活用することで、市の財政負担軽減するということと、これまで培ってきた市内での連携と、地域一体となった運営の協力体制というものを継承できるように、責任を持って協定締結に向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点でございます。

「みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」との関連でございますけども、本条例の第6条には、予算の適正な執行、公正な競争の確保というものが明記をされておまして、今回、ケーブルテレビの民営化のプロポーザルの候補者の選定につきましては、こうした市の方針、役割を果たしているものというふうに思っています。結果として、本条例が目指すところの経済の持続的な循環に資するものというふうに考えております。

また、今回の民間移行の大きな目的は、日進月歩で高度化する情報通信技術に対応して、市民の皆様にとって大切なライフラインでありますテレビ・インターネット環境を将来にわたって安定的

かつ高品質に維持することにあります。そのためには、高度な専門技術と強固な経営基盤を持つ事業者の力が不可欠になります。

しかしながら、これは決して地元企業を切り捨てるということではなくて、たとえ事業の運営主体が市外の事業者になったとしても、日々の保守メンテナンス、加入促進、そして地域に密着した番組制作といった現場の実務は、地元の地理・事情を熟知している市内事業者の協力なしには成り立たないというふうに思っています。

また、市民の安心安定を守る上でも、災害や大規模な障害といった有事の際には、現場に即時に駆けつけることができる市内事業者との連携は密接、絶対必要というふうに思っております。

現在進めている協議におきましても、シーシーエヌ株式会社に対して市内事業者とのパートナーシップを強く求めておりますし、先方もその重要性を十分認識をいただいております。

外の力をうまく取り入れて、それを内の活力に変えていく。ケーブルテレビ事業はこうした考え方が必要であり、このような手法が人口減少社会における新しい産業振興の一つの形になるというふうに思っています。

また、日本初の自主放送のDNAを持つ郡上ならではの番組づくりを、民間移行によってさらに磨きをかけていくことで、御指摘の条例の趣旨については、しっかり具現化できるというふうにも考えております。

民営化に向けましては、市民サービスの向上はもとより、市内産業への波及効果が最大限図れるように協議を進めていきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） 置田副市長、詳細にわたる御説明ありがとうございました。おっしゃることにつきましてはよく分かりますし、そういうことであろうというふうに思います。

特に、御指摘になった市民の皆様への一体的なサービス提供とか、郡上市の中での一体化、それから企業をしっかりと郡上の中で育てていくという趣旨もしっかり踏まえているということでありましたが、郡上の中でそういう事業を担って見える人材の皆さんが意欲を持って、これからその経営に取り組んでいかれるというときに、できるだけイニシアチブを発揮できる、オリジナリティーというか、自分の独自のそういうサービスメニューを切り開いていけると。そういうふうなところが非常に意欲につながっていくのと、次世代へ事業を引き継いでいく上でも、観点としては大事なんだろうと、こういうふうに思います。

まだまだ令和8年度から、来年度から第4期の指定管理期間、これ3年間と見込まれておりますけど、これが始まっていくわけでありまして。そうすると、令和8年度からやっこの問題につきまして、民間事業者への譲渡を見据えた協議開始と、こういうスケジュールになっております。

時間は十分ありますので、しっかりと地元の皆さんが、これからも意欲を持って事業経営に当たっていただける、あるいは、そして市民の皆さんにより高度な情報通信サービスが継続してやっていけると、そういうこともおっしゃられましたが、そういう観点を大事にいただきまして、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでは、大体当初の割当ての時間で進めさせていただきました。もう少し中身に入っていくといいのかもしれませんが、ちょっと1点、2つを3つの質問にしましたので、今日はここまでということにさせていただきます。大変分かりやすい御答弁いただきました。

以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後 2時30分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 大 坪 隆 成

郡上市議会議員 有 井 弥 生

